

刑政

刑務協會發行

第貳拾號 第七拾叁卷

明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)
大正十三年十二月一日發行(每月一回一日發行)

刑政 第參拾七卷第拾貳號 目次

卷頭言

歲末の辭……………本會理事 香川又二郎(三)

論說

受刑者に勞働賃銀の請求權ありや……………司法書記官 正木亮(四)
 保健技師の職務に關する考察……………司法書衛生官 芥川信(一四)
 音樂と行刑の客體……………本會主事 江村繁太郎(三)
 行刑教育の有効條件と家庭主義……………本會囑託 井上忻治(三)
 『減食果して有害なりや』を讀みて……………三池多田隈建雄(三七)
 少年受刑者の教育と再犯……………奈良中島卯太郎(四)
 資料……………(五)

資料

明治天皇御製謹解……………奢侈と浪費……………休養患者の教誨……………藤木氏の說に反對……………
 死刑に關して……………アメリカに於ける最大税目……………中性者と女教誨師

統計

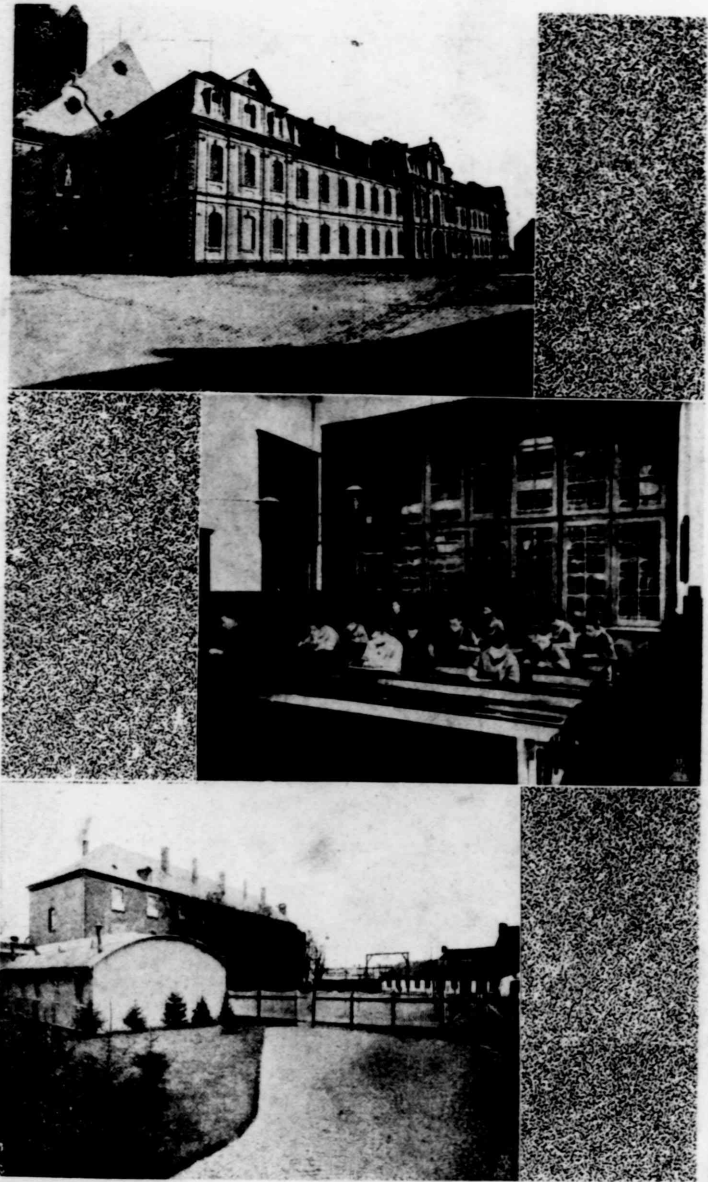
雜錄

叙任

東西南北

會報

家庭欄



(裏面の記事参照)

口 繪 說 明

(上) 圖) ライン州立勞役場

茲に勞役場といふのは日本の様に刑務所に附設せられたものではなく豫防拘禁として六月以上二年以下保安拘禁をする場所である。男子一〇五〇人女子一八〇人拘禁することになつて居るが男子一五〇〇人女子三〇〇人までは收容が出来る。一九〇八年四月一日には男子九九〇人女子一七〇人收容して居たが少し進上つて一九〇五年十一月には男子一一二二人女子一九九人收容したことがある。

收容する者は職業的當習乞食と放縱ななまけ者の放浪者等である。圖は(一)仍ちライン州はブラウワイラーの州立勞役場である。

(中) 圖)

ブラウワイラー勞役場の中では收容者を善良な國民に作り上げる爲めに色々な教育をやつて居るがその智育の方面から學校を置いて居る。圖は同勞役場の男子の教場であるが教場内に圖の中にある様に大きな圖書室がある、その書籍の数は七五〇〇冊に上つて居る。

(下) 圖)

男子收容所

再犯防止の爲めに何を求むるや

行刑の主たる目的が再犯防止にあることは謂はずもがな。

されど定まれる期間に於て、再犯防止の根底を作ることの六ヶ敷きことよ。

刑務官があくせくとして再犯の芽をつひに努むるとも、後から、後から蒔かるゝ種を根こぎにすることは困難の極致である。その種とは何か。曰く誘惑、曰く酒、曰く女曰く失業、曰く怠惰、敷え來れば無數である。

刑務官はその種までも根こぎにする義務を負はされて居るであらうか。限りある刑務官の力。釋放後の此等の現象に迄手を延ばすことは不可能である。さりとて、何人か此の種を盡くさねば行刑は竟に名あつて實を結ばざるの謗りを受くるに至るであらう。

茲に於てか求む。社會の心ある人達よ。釋放者保護事業を釋放者保護事業としてのみ考へることを捨て、嘗て刑務の國際會議で協調した様に酒癖を矯正する設備や職業紹介所や勞役場や、その他豫防的の拘禁設備やそれ等救済設備の普及を計られよ。そはやがて、行刑の終りを告げる所以であり國家平穩の大道となるであらう。

歳末の辭

香川 又一郎

復興の一年は多忙の間に終れり。災後の一年を顧るに震災直後勤儉に相互扶助に専念これ游めて餘事を顧みざりし緊張せる態度は大に人意を強ふするものありしが、此の態度は復興の斧鉞成るに隨つて日に弛緩し竟に一變して奢侈相競ひ、嫉視相争ひ品性の墮落は昔日に倍徙するの觀あり、臥薪嘗膽の聲は一時の肩休めを叫ぶ代名詞にあらざりしか。災後幾干ならずして精神作興の大詔を降下せらるゝに逢ひ又贅貨の課税増率の布令を見るに至りたるが如き豈此の間の消息を裏書するものにあらずや。

翻て行刑の職に任ずる僚友の領域を觀るに、斯る輕佻浮華の惡風に浸潤するなく、上下緹睦勤儉自ら治め終始緊張せる態度を以て事に當れり。これ當然の過程にして敢て賞揚すべきにあらずと雖も、薄俸過勞の身を以て其分に安んじ其職に忠なる點に於て吾等は常に之を尊敬し以て誇とするものなり。

偶一二曠職失誤の事態ありて規律の森嚴を潰したるは此の時を傷くるものにして頗る遺憾とする所な

れども、一年の業績に較ぶれば肩摩鼓舞場裡に於ける不覺の擦過傷として默忍さるべき瑕疵なるべきか、殊に恩赦の載あるや、職に行刑に在る者は夙夜勤勉慎重事を感したる功勞多きに於てをや。

刑務協會の事業に至ては新春の劈頭其初志の一端を諗け自ら期する所ありしが、吾等の非才毎に思ふ所に違ひ慚愧に禁へずと雖も雜誌「人」の發行度數を増し且聊か紙面の改良を計り「刑政」の資料を精選し又教化資料審査委員を設け映書及蓄音器のレコードの選擇使用に就て考覈する所あり。或は功勞表彰罹災慰藉に就ては宜きに隨ひ其の範圍を擴張したる如き聊か努めたりと信ずるものあるのみ然かも未だ功績の認むべきなく會員諸氏の期待に協はざる憾あり。就中活動映書の選擇及解説に關しては、深切なる忠言又は深刻なる感想を披瀝して鞭撻せらるゝに遭ひ汗顔慚怍たるもの少からず今後此等の點に就ては細心の注意を以て方針を樹て諸氏の期待に悖らざらんことを念とすべし、茲に隨て高誼を謝し併せて將來の叱正を請ふ。

歳末に臨み度で會員諸氏の御健康を祈る。

受刑者に労働賃銀の請求権ありや

正、木 亮

(一)

受刑者に労働賃金の請求権があるや否やは行刑問題の中でも相當にやかましい問題である。我が監獄法はその第二十七條に於て消極説をとり作業の収入は總て國庫の所得と爲し、その第二項に於て命令の定むる所に依り作業賞與金を給することを得と規定し明かに請求権を否定して居る。又プロシヤの監獄則草案（一九二一年）は第九十二條に於て同じく消極説を採用し、在所者に對しては各作業課程を終りたるとき月末又は出所るとき各人の仕上及び技能により差等を設けて作業賞與金 *Arbeitslohn* を給する旨の規定をなし、更に明確に在所者には計算金額の支拂請求権なしと規定して居る。相當に古くなつた我が監獄法に於ても、亦新に試みられたプロシヤの監獄則に於ても均しく受刑者の賃銀請求権を排斥して居ることは立法上正しい根據に立つて居るであらうか。

之に反し、北米合衆國ニューヨーク州の立て前を見るに前述の立場に異り、全々積極説をとり受

ヤリあ権求請の銀賃働勞に者刑受

-(4)-

刑者に行刑作業の賃銀 *Wages for Prison Labor* を認め、自らその請求権を認容して居る。新たに試みられたイタリヤの刑法草案も亦受刑者に對する賃銀制度を採用した様に記憶して居る。(一九二一年) 同じ行刑上の作業に於て、一は賃銀をやらないうで只賞與するに止め、他の一は普通の労働者と同じ様に賃銀をやるといふことは全く相對立した觀念に立つものと見なければならぬ。また、それ丈けに兩者の間に争が起らねば止まぬ筈である。

此の問題は決して最近の問題ではない。一八九五年六月佛京パリに第五回國際監獄會議が開かれたとき、その會議に於ける刑の執行問題を擔當する第二部會に比の問題が提出された。

先づその一つは

受刑者は作業賃銀と請求する権利を有するか。又は主たる作業益金は各人に所屬すべき部分と賞與といふ名稱の下に功績の大なるものに與ふる部分を除き先づ同種の受刑者の給養費に充用しなくてはならぬものではないか。

といふ問題であつた。此の問題はフランスのサーン、ヒレール農園刑務所長ナツソの提出した問題でその部の部長であつたデンマークの行刑局長ゴース *Cross* やイタリヤのブルーザ *Brusa* アメリカのプリンカーホッフ *Brinkerhoff*、ゲンフのデュナン *Dunant*、フィンランドのフォン、グリーンマン *Greenman*、*Gripenberg*、ノースマン *Noeske*、ヤッキー *Yackey*、フランスのプリズ *Pris*、イギリスのスマヤーン

ヤリあ権求請の銀賃働勞に者刑受

-(5)-

Spehman 博士のスタヴァンスの *Spehman* ロンヤのザクレウスキー *Natzevich* 獨乙のクロネ博士と我が小川滋次郎博士等との間に討議された筈である。その結果はやはり消極説の勝となつて受刑者は作業賃金の権利を持つて居らぬ、しかし贈與を認めることは國家の爲めであるといふに歸した。その二として此の部會は権利を否定し乍らも賞與を權利に近か付かしめ様と試みた様である。仍ち受刑者に對しては恐怖心を起さすよりも希望心を目醒ます爲めに賞與の範圍を廣めたらどんなものか。

といふ問題が出された。しかし作業賞與金と作業賃銀とが仕事の量の問題か又は質の問題かに深く立ち入らなかつた本部會は矢張り消極説の勝となつて之を否定した。曰く

本會は賞與がその範圍を廣められることを獎勵する價値なきものと認める。行刑制度が區々になることは望まじきことに非ずと謂ふにあつた。

(1) *Blatter für Gefangniskunde* Bd. 29, S. 331. ff.

國際會議の決議が作業賃金をしかく消極的に決定したからとて、吾々は直ちに之が性質を消極的にのみ考ふべきではない。何となれば、吾々が考ふる行刑作業なるものは決して國家收益を主眼とするものではなくて受刑者に作業の趣味を覺えさせ、生計を立つる方法を授け以て累犯に至る原因を撲滅することを主眼とするとは何人も異論はあるまい。しからば、その趣味をつけ、仕事の方法を授く

るのに勞働に相應する報酬を受くるの愉快を剝奪することは佛を作つて魂を入れぬ嘆を深くするものである。

此の意味より推せば果して賞與金として與ふるが是なるか、權利を認むるが是なるかは重大なる問題でなくてはならぬ。私は此の問題に入る前に先づ兩者の法律的性質の解決を付けねばならぬ。

(11)

作業賃金は私法上の性質を有するか、將公法上の性質を有するものであるかによつて、その請求權の問題も自ら明かになつて来る。若し、作業が普通の勞働と同じ立場にあるものとするならば賞與 *Belohnung* とか手當 *Gratifikation* とか又は勞働に對する贈與 *Arbeitsgeschenk* とかの觀念で受刑者に益金の幾分でもやることは全々誤つた觀念でなければならぬ。何となれば賞與とか、手當とか又は贈與とかは總て與ふる者と與へられる者との關係が對等の權利關係に居るものでなく、與へる者の意思如何に基くに他ならないからである。之に反し、刑務所の作業を普通の勞働と同じ立場に見るならば受刑者と刑務所との關係は對等である。仍ち受刑者にはその勞務の提供に對し、之に相當する報酬を刑務所に請求する權利を發生し、刑務所は相當の報酬を給付する義務を負擔する、而して、受刑者はその勞務を終りたる後に非ざれば報酬を請求することが出来ない制限のみを受けることとなる。刑務所

の作業は果して如斯雇傭契約の性質を有するものであらうか。

刑務所の作業が如斯き民法上の性質を有するか否かに付て先づ考慮しなければならぬことは受刑者が労務の提供を爲すことは我が民法第六百二十三條の自由意思に基く約諾なるや否やの點である。此の點に思ひ至れば自由刑の性質殊に懲役刑の性質は刑法第十二條に於て受刑者の意思如何を顧みず勞務の提供を強制して居るから直ちに自由意思に基く勞務の提供なしと認むるに苦しまないのである。故に刑務所の作業は刑務所と受刑者との間に對等ならざる權利關係がある故に現今の行刑制度の上からは此の勞務の提供を公法上の強制と見て、勞務に對する賞與の意味に於て、手當の意味に於て又贈與の意味に於て收益の幾分を與ふることは正しいものでなければならぬ。

(1) Georg Guggenheim, Zur Frage des Arbeitstrages im Straf und Sicherungsvollzug, 1923 S. 35.

我が監獄法第二十七條とプロシヤの監獄則草案第九十二條とが共に作業賞與金制度を採用し、前者は作業益金を國家の所得とすと爲し、後者は受刑者が作業の計算に對して支拂の請求權なしと規定して居る點を解釋するに當つては一應右述べた民法上の勞務提供に従ふか、公法上の強制勞務であるかを考慮しないと其の解釋は極めて曖昧になつて來る。右二つの立法は共に受刑者の勞働は民法上の勞務提供に非ずと明定するところはないが其の趣旨の規定あるものと考へて解釋をしなければならぬ。作業收益を受刑者に與へることは右の如き觀念に基いて居るのが普通である。然し之が爲めにア

リカやイタリヤ式の勞銀主義が行刑上許されぬ立場にあると考へてはならぬ。所謂「賃銀を得て働く」換言すればすべての受刑者が作業を與へられ而してその作業に對して *Wages* 賃銀が拂はれることは刑務所の製品を上手に作り、上手に賣捌かれると考へられて居るアメリカの主義に眞理を認めるならば吾々は現在の作業強制主義をどうして賃銀主義に代へる様にして行つたならよいかを研究することは主要なる事實である。

(2) 刑政第三七卷第一一號五八頁

此の點に就てゲオルグ、グッゲンハイム *Georg Guggenheim* は作業益金を受刑者に支拂ふ條件として左の二種の區別を認めて居る。

- (1) 主觀的方法。
- (2) 客觀的方法。

私は此の二つの方法を概説して刑務所作業の賃銀制度をも肯定して見たいと思ふ。

(1) 主觀的方法。主觀的方法の條件はその性質上官廳の關與を必要とし、その關與の如何、行政官によつてのみ自由裁量に基いて決せしめる。如斯條件は具体的に之を擧げて見ると受刑者の勉勵、行狀及び内的(道德的)改善の査定仍ち之れである。

行刑學者がよく勉勵の賞與 *Fleissprämie* とか道德上の賞與 *Moralprämie* と云ふことを謂つて居る

が、それは仍ち右の様な條件に基き行政官の裁量によつて與ふる益金の支拂を意味するものである。かゝる益金の交付は決して機械的にはかつた給付でもなければ仕事の量の問題に基いて交付するものでなくて、その仕事や受刑者に對する質の問題に基いて交付するものでなければならぬ。されば、益金の交付がかく刑の質に基くとすれば自ら受刑者に請求権がないことも明白になつて来る。

そこで、益金の給付を主觀的方法から考へて居る我監獄法の如きも矢張り此の立場を明かにして居る。仍ち第二十七條第三項に「作業賞與ハ行狀 (Moralprämie) 作業ノ成績 (Arbeitsleistung) 等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム」と規定し官吏の自由裁量をほのめかして居る。此の様に主觀的方法を採用することは勿論悪いことではないが、しかし自由裁量といふ問題はその使ひ方によつては基本をくつがへす虞のあるものである、故に自由裁量の運用をうましくやる様にして行くことは主觀的方法をとるところでの大きな問題として殘されて居る。

(2)客觀的方法。客觀的方法とは官吏の自由裁量を排斥して、立法者が定めた條件を遂行する場合、勞務に對する報酬を請求することが出来ることを意味する。一日の課程を終つた場合、その課程に何程かの報酬が規定されて居れば、それは勞銀として當然に受刑者に請求権が発生して来る。かゝる場合の課程は物の重さ長さ、個數、金錢の價值等換言すれば客觀的(量)性質を標準として統一的に規定することが出来るのである。

累進制度の點數制は此の意味に於て客觀的方法の加味された立場に居る。蓋し點數制は受刑者の爲めに豫め所得點を定めその償却によつてその進級を許すものであるから所得點の全部の償却と同時に、作業の益金に對する請求権も自ら發生して來なくてはならぬ筈である。されば、累進制度の中に含まれて居る所謂フライスプレミー仍ち勉勵の賞與とモラルプレミー仍ち行狀の賞與とは自ら價値を異にし前者は請求権の發生を來し後者は自由裁量の問題として殘されなくてはならぬ。

累進制度の中で假出獄の申請権ありと主張する學者があるが此の申請権はフライスプレミーだけの問題からは解けないのでモラルプレミーも一定の條件遂行の點より權利を發生するとの客觀的説明を要するのであるが私は只此の場合フライスプレミーの問題から請求権が発生するとの前述の説明に止めて置く度。

- (III) Aschaffenburg, Die Gefangenenkunde S. 229.
- (E) Guggenheilm, a. a. O. S. 37 E.
- (F) Kurt Engel, Der Progressive Strafvollzug, S. 33.

我が行刑制度に累進制度が行はれて居る刑務所が諸々にある。此等の刑務所に於ては賞與金を如何に取扱つて居るか。少くとも我が國の累進制度は諸國に於けるが如く立法上之を認めたるものに非ずして只司法大臣の行政的認可の形式によつて行はるゝものなるが故にその賞與金の如きは當然監獄法

第二十七條の原則に従はねばならぬこと勿論である。

故に、我が行刑制度の問題としてはその累進制度を真似て居るものも亦然らざるものも共に受刑者は賞與金の請求権を持つて居るものでないと断定しなければならぬ。

作業益金の客觀的方法をとるとすれば受刑者に作業賃銀計算書 *Verdienstausweise* を渡し賃銀の請求は情願の形式でやる事が出来る。累進制度で受刑者に票を與へることになつて居るものは此の意味を考へてよろしい。

上述の説明を約言すれば行刑問題としての作業益金を受刑者に交付することは公法上の立場にのみ立つ人は受刑者の報酬金の請求権を考へないで刑務所の権限内で給付するのだと主張するのが正しい。然し、少くとも受刑者にその仕事の量を自ら計算せしめようといふ立場に立つ人は報酬金に對する請求権を是認してかゝらねばならぬ。故に、我監獄法が改正されるに當つて若しも累進制度を法律を以て規定せんとするならば前述せる客觀的方法を是認するものであるから受刑者に報酬の請求権が発生して來ることを忘れてはならぬ。

(111)

右二つの正しい性質問題に付て私は私の立場を明かにし度い。私は行刑本來の目的は合法的に社會

に活動する人を養成するにあるのだと考へて居る。従つて、出來ることならば刑務所内の活動も受刑者が社會に出た場合に決してまごつかぬ丈けの用意はしてやらねばならない。此の意味に於て仕事だけさせて之に相應する報酬をやらぬ賞與金制度は因襲的觀念に囚はれ過ぎたものでなくてはならぬ。將來の生計を立つることを教えることに行刑作業の使命が存するものだとするならば何故に今日の作業は自活の途を講ずる様な仕組みに出來て居らないのであらうか。

國家が國費を以て受刑者の給養を爲し、一定の作業を強制して、僅かな賞與金を與へる、之れが自活の途を講ずることを教へる合理的な手段だと謂へるであらうか。否、むしろそれ等は恰度さかさまな途をたどつて居るものと見ることが出来る。何故ならば、富めるものも貧なるものも犯罪を爲した者ならば國家より養はれるといふ觀念を抱かせること、眞面目に働いても權力關係の下に於ては金が貰えないといふ觀念を抱かせること、眞面目に働いて得るところがなければ働くことに嫌意を憶えること等、總て乞丐や放浪者を作る素因を存する危険性なきにしも非ずである。

ジョン、ハワードが *Make men diligent and they will be honest* 「人々を精勵ならしめよさらば彼等は正直になるであらう」と云つたその言葉を弄味して見よ。「よく働け而らば僅かな賞與金を與へるぞ」とはどうしても考へられない。私は之を「よく働けそうすればお前達は食べる丈けのお金が貰えるぞ」といふ意味が含まれて居る様だと考へる。しかし、例令受刑者にせよ實のならざる仕事をして

どうして仕事に興味を覚えるものぞ。受刑者の能率増進も乃至は累犯性の撲滅も此の人間の生來的慾望を剝奪する間は到底完壁を期すべきではない。

此點から私は作業益金の中から受刑者の勞務に對して報酬を與へ受刑者に對してはその請求權を認めてやることは賞與制度よりも行刑の目的に適ふものだと考へる。もつと具體的に謂へば報酬をやつて國家の給養をやめ、被害者に對してその損害を補修せしむるならば一層自活の途を購ずることを教ふる合理的行刑が生れて來るものと考へる。

保健技師の職務に關する考察

芥川 信

(二) 診 療

診療は保健技師の職務の中で現今最も重要なものと見做されてゐるところのものである。否な動もすれば一般刑務官より保健技師の職務の全部は、これであるかの様に觀察せらるゝ程重要なものであ

る。然し乍ら輓近に於てこの診療を保健技師の職務の全部であるとす士のある程、我が國民が醫學に關する常識に幼稚であると信ずる必要もあるまい。而して茲に云ふ診療とは勿論收容者の診察治療であつて、刑務所の官吏中に於て保健技師以外の何人たりとも、決して一指をも染めることの出來ない程保健技師にとつて特有のものである。一刑務所の管理者である所長は刑務百般の事項を勿論自ら實際に行ふことを得るも、唯だこの診療のみは實際に行ふことの出來ないのは、醫師法を繙くまでもない。故に保健技師は其職務の一であるこの診療に従事するの責任は、重且つ大である。實に收容者の診療は保健技師が有する唯一の不羈獨立の職務である。

故に保健技師が診療に従事するには、誠心誠意を以て當らなくてはならない。然るに一度診療上に於ける不注意の結果急性傳染性疾患に對し適當な措置を誤つたならば、刑務所は衆團生活体である爲其及ぼすところの影響は計り知ることが出來ない。又急性傳染性疾患以外の疾患に罹つた者に對しても其治療を遷延し、例へば彼の往々耳にする輕微な疾患で、刑期中の殆んど全部を病舎に生活せしめたと云ふが如きことがあつたならば行刑の目的は容易に遂ぐることは出來ない結果となるのである。故に斯の様な諸點に注意して益々診療の結果を光輝あらしめるには、保健技師は其職務に忠實なるは勿論、平時に於ても收容者の精神及身体の健康を觀察し、其病的心理にも通曉して、患者あるときは其診断を明敏にすると共に治療に懇切なるの覺悟がなくてはならない。

診療を施行する方法は之を大別して四種となすことが出来る。第一は巡回診療、第二は工場診療、第三は病舎診療、第四は應急診療である。

(一) 巡回診療 余の茲に巡回診療と名づくるは居房又は工場等に保健技師が自ら臨んで作業中診療を爲すを云ふのである。この巡回診療は收容者の處遇上頗る便利である爲、我が刑務所に於て殆んど行はれない所はない程である。然しながらこの巡回診療は其診療をして、真に意義あらしめやうとするには頗る大なる欠陥を有してゐるのである。如何となれば診療を爲す場所は作業現場である爲、内科的方面の患者を診療するには、喧騒に過ぎて充分なる觀察を爲すこと不可能であり、又外科的方面の患者に對しては、工場塵埃等の爲不測の災害を惹起することがあるからである。其他巡回診療である爲診療用具等は自然充分なるを期し難い爲、其結果蒙る不利益も亦尠くないのみならず、工場就業者の注意を散慢するの弊も多いのである。然しながら或る論者は云はん。巡回診療は充分な診療を爲すのではない。唯だ診療の下調べである。收容者の病的心理に對する慰安である。故にこれは形の診療であつて、内容の充分な診療ではないのであると。然しながら如斯は醫術の本領を解せざるの士である。醫師を便宜上道具化した方法である。眞の診療は常に形の診療であつてはならない。質の診療でなければならぬことは説明を要しないことと思ふ。唯だ余の認むるは獨居拘禁者の巡回診療である。如何となれば獨居拘禁者のこの診療は上述の欠陥は頗る僅少であるからである。この故に余は

刑務所の巡回診療殊に工場のもの出来る限り避くべきものと主張したい。

(二) 工場診療 余の茲に工場診療と稱するは、文字に於て妥當でないとの批難はあらうが、其の眞意に於ては工場地帯に於て、各工場から交通至便の地一二ヶ所を撰定して、簡易清素の診療所を設備し、保健技師自ら此所に出張して各工場等から診療を求めて来る普通患者に對して、診療を爲すを云ふのである。この工場診療は上述の巡回診療の欠陥を補足したものであつて、我が各刑務所に於て現に實行せる所もあり、又實行せんと準備中の所もあれども未だ甚だ少ないのは遺憾である。この診療方法は診療の意義にも合致し、又收容者の診療上に伴ふ處遇上の欠陥をも比較的に除去するを得るを以て今後益々採用すべき方法である。

(三) 病舎診療 余の茲に病舎診療と稱するは刑務所醫務診療室に於ける診療と、病舎に休養した患者の診療とを包含するのを云ふのである。醫務診療室に於ける診療は、刑務所内部の構造の如何によつては、上述の工場診療の代用ともなるものであるのみならず、この醫務診療室は實に刑務所診療の根元となるものであるを以て、診察治療の兩方面に對する最善の設備を爲すと同時に、これが運用にも遺憾なきを期せなければならぬ。又病舎に休養した患者の診療は行刑の要素である強制作業に耐えざるものと認められ作業を停止せしめて、専心診療せらるゝもの、診療である爲、頗る重大な診療である。

(四) 應急診療 余の茲に應急診療とは、急發の疾病ありて呼出を受けたときの診療を云ふのである。この診療は云ふまでもなく出勤時間中又は退廳後何れにもあるのである。而して多くの場合生命に危険を伴ふやうな傷害、又は急性疾患である爲、保健技師は平時この應急診療に對する準備と、其實行については沈着を以て行ふべきである。又此等の場合は刻一刻を争ふ場合も尠くない爲、迅速に呼出に應ずべきである。然し收容者の中には往々不良の徒がありて、保健技師に應急診療を受くる必要がないのに拘らず、嚴冬深夜の候等に於ても、故意にこの種の診療を爲さしめる場合もある。若し如斯ことがあつたならば相當の制裁を加へると共に、保健技師も右に對する責任上、この應急診療の職務を完全に實施すべきである。

診療の目的とするところは、一般社會に於けると同じく、收容者の罹患した場合、之れが健康を恢復せしむるにあるの外、傳染性疾患、殊に急性傳染性疾患にあつては、病原菌を絶滅し、傳染を蔓延せしめざるに在ることは論ずる迄もない。然し乍ら刑務所は所謂刑の執行所と云ふ特殊の集團生活体である爲、この保健技師の特有で而も重大な診療に關する職務も、其目的とするところを完成せんとするには、種々の注意を要する故に、茲に其の緊要なもの、二三に就いて項を分つて觀察すること、しやう。

(A) 診療の基本觀念に就ての注意

收容者は罪を犯した爲の刑を科せられた者である、故に收容者が今日に於て未だ多少なりとも、虐げられるのは、これ數の免れ得ない所であるといふことを認める者は頗る多い様である。然し乍ら保健技師が收容者の疾患を診療するに當つては、患者對醫師の態度を以て從事しなければならぬ。收容者は虐げられてもよい人であるとの報復主義に胚胎せる觀念の如きは、幾分でもあつてはならない。如何となれば收容者と雖人間であるからである。然るに幾百年の昔から傳統的となつて居るこの報復主義の殘骸が今猶刑務所診療の實際に屢々現はれるのは、遺憾の極みである。例へば壯年の男子(三〇―四〇才)が慢性の胃加答兒の爲、參週間以上の治療を受けて居るに拘らず、猶治療に至らない様な場合に、其の支給される食物は規程の作業別による食量である。又診斷上必要な胃液の検査等も行はれない。投與する藥劑にも親切の跡を見出し難いが如きである。又例へば同じ様な壯年の男子で結核の爲め、休養久しきに及んだ爲め貧血し、營養も不良となり、既に手術療法又は注射療法を適用することの不可能となつたが如きである。以上の様な例は尠くないのである。勿論此の様な現象があるとして、余は單に胃加答兒又は結核の場合に、常に胃液の検査又は手術療法を必ず爲さなければならぬと主張するものではない。然しながら上述の様になくとも參週間以上の治療によつて治療するに至らない様な場合にあつては、是非共此等の注意は實行せられなければならないと思ふ。

(B) 詐病に就ての注意

收容者は常に自由を剝奪せられ強制労働を課せられ居る所の者である。故に彼等の間にはこの強制労働を一定期間又は暫時間たりとも免れやうとするものが少くない。又彼等の間には強制労働の輕き作業に就かんことを欲するものが少くない。又彼等の間には規程によつて最少限度に與へられた自由の範圍を擴張し、又は變更したいことを欲するものが少くない。これ等の現象は彼等收容者も同じく人間であるからであらう。この彼等の切望する諸項を満足せしむるに最も便利で、又容易な手段は詐病である。故に收容者の間には詐病が多いのである。然し或る論者は云はん。刑務所に於ては病を詐する者は尠いと。然し余の茲に述ぶる詐病とは、疾病或は障碍を有せざるも、之を詐稱するの外疾病或は障碍の隱蔽又は誇張をも包含し、其の目的とする所は自己の健康状態を詐稱し、以て不正な恩惠若くは利益を得やうとするものを云ふのである。この説明によつて收容者の間に詐病の多いのは明かであらう。殊に疾病或は障碍を誇張するの例は枚擧に暇がない程である。故に保健技師は收容者の診療に當つては、受診者の心理に通曉するの外受診者の詐ふる疾病の病理を研究し詐病を發見した時は、其詐病者を戒しむるの途に出づることは診療の權威となる所以である。

(C) 不治の疾患に就ての注意

收容者が罹患する疾患の種類も頗る多く、従つて其の程度も千差萬別であらねばならぬ。然し乍ら吾人の醫學發達の程度は此の大理想に容易に到達しない。故に刑務所診療の實際にあつて所謂不治

の疾患なるものに遭遇する場合は少くない。この場合刑務所が若し病院であるならば、この不治の患者を永久に收容し、診療すべきである。然し現今に於ては、未だ刑務所は所謂自由刑の執行所である爲、この不治の患者を永久に收容することは出来ない。勿論不治の患者は全部これが收容することは出来ぬと主張するものではない。唯だ不治の疾患で刑の實際の執行に耐えないもの、又は刑の執行の効果を全く見ることの出来ない者等は刑事訴訟法によつて刑の執行停止を行ふべきものである。而して此等の診定は一に保健技師の双肩に懸つてゐるのである。故に保健技師は診療に際し、不治の疾患の程度と刑執行の意義との關係を考究して適當の主張をなさねばならない。彼の四肢全く用をなさざる程度の脊髄病、唯だ臥床するのみの癩病又は結核心神喪失の精神病等にて刑務所に收容せらるゝものは、皆無だらうか。其他この場合に考ふべきことは不治の疾患であらざるも、病症によつて前述の場合と同一なるものゝ少くない事實である。此等の不治の疾患又はそれと同一程度の疾患に對する措置を發動することは保健技師が診療上特に注意すべき處である。

以上の様な注意すべき事項は診療の實際にあつては、この外に少くはない。併し之れを要するに診療は今春司法大臣が刑務所長並びに醫務主任會同の席上に於て訓示せられた處のものを服膺すれば充分である。即ち診療は原因療法を基本とし、之れに對症療法を加味し、藥餌療法食餌療法精神療法並びに看護等に注意するの外疾病治療に必要な處遇上に於ける、各種の微細事項を適當に處置し、以て

罹患者の健康を恢復するのみならず、出來得る限り治療日数を短縮し、行刑上に遺憾ない様にせねばならない。昨年保健助手制度並びに備藥箱設置制度の開始せられた如きは、保健技師の無用の手数を出來る限り除去し、眞の病者に對しては懇切な治療を企て、以て診療の完全を期せられたのであらう。故に吾人は保健技師の不羈獨立であるこの診療を益々完全にするには日新月歩の診療醫學發達を熟知すると共に、行刑學の進歩をも了知せねばならない。

音樂と行刑の客體

江 村 繁 太 郎

(一)はしがき (二)教化資料としての音樂 (三)音樂と精神
(四)拘禁者の心情生活 (五)道德的情操の養護 (六)結

一 はしがき

刑務所で蓄音器を使用するようになったのは最近であります。但し最初の確信は次第に効果を齎してゐま

す、しかし十月號の刑政に藤木氏の本問に對する疑惑、十一月號に近藤氏の意見がありました。傳統の上に眠りたがる吾々は、何か變つたことがあると、從來の觀念に對比しまして疑問をいだくを常とします、その難問はやがて研究に進む段階でありますから、私は至極よいこと、信ずる、尙本紙十一月號の卷頭に「行刑の進化」行刑の特種處遇を社會的に解放したい、との記事がありました。吾々は傳統的に制規せられた、不自由さから覺めて、今までの消極的道德觀を打消し、積極的道德觀に基礎を置きたいと思ひます、こむな觀念から本問を出發し音樂の精神に及す影響を研究してみたいのであります。

二 教化資料としての音樂

人は物質的の食物を攝取すれば生存は出來ますが、しかし文化はないのである、故に身體的营养素を攝取する外に、尙精神的營養素を採取する必要があります、これが爲には數へきれない程いろ／＼な手段方法が認められてゐる、例せば演説に、講談に、讀書に、美術に、何々……と、その數へきれぬ程ある方法手段の中、音樂は精神活動を調整する點に於て、能率の高い教化資料であると信ずるのであります、これは一般論で受刑者に特有のものでない論ずる人があつたやう、しかし受刑者も人で一般と何等變つたことはない、寧ろかゝる精神的營養素の補給足らずして、成人したものであるか

ら一倍必要であるとも云へる、こゝが傳統から離れたい點である、こうした精神的營養素たる音楽は近代に於て發見せられ又は認められたかと云ふに、歴史によりますると、遠く希臘時代であります、當時の希臘人は如何なる目的を以て、音楽を教科目の中に加へたかと云ふに、二つの任務があつた、その一は音楽によつて被教育者の心情を陶冶する、その一は優美なる情操を養はむ爲に課したのであります、所謂心情の陶冶——善——優美なる情操——美——は、殆んど一致するのでありますから、別言すると、道德的の修養、品性の陶冶を目的としてゐたと云ひ得ると思ひます、この時代に於て既に然り、中世に至りまして、學校教育が宗教的に偏傾した爲、音楽も自然宗教的になり、宗教的の修養を養ふを主たる目的とした様で、唱歌は讚美歌であつたと云ふことであります、更に十九世紀に入りまして、唱歌を利用し愛國的精神を強くすることを任務としたこともある、當時獨逸は佛國に對し獨立戦争をしたのであるから、自然かゝる結果を産むであらうと思ひます、以上の歴史から考察すると、音楽は遠き昔より教化資料として行はれたことは、否定することの出來ぬ事實であります、我國に於ても、民謠、童謠、母謠等と同じ精神の含まれてゐることは説明するまでもありません、如斯吾々の祖先は音楽を用ひて、品性の陶冶、道德的の修養、宗教的の情操、愛國的精神の涵養につとめたことがわかるのであります。

三 音楽と精神

音楽は前述の如く遠き昔より精神活動を調整するため、教化資料として用ひられましたが、音楽と精神との關係、即ち音楽が精神に作用する原理はどうであるか、幼兒に對しマーチを演奏してみると、彼等は身體的の表現をする、こゝなことから音楽と精神……と云ふものと、相觸れて考へてみますと、これ程デリケートな且つ神秘的の問題はないと思ひます、私の淺い考へでは解決がつく様でもあり又つかぬ様でもある、相觸るゝと思ふ二三の點をかいいて、諸氏の批判を受くることにいたします、第一、音楽の根本はリズムであります、そのリズムの精神活動と似通ふ點を求めますと、吾々の精神物理體はこの大自然の中に棲息して常に天と地とに包まれてゐる、その天と云ひ地と云ふものは瞬時もジツとしてゐない活動體であります、即ち律動的に活動してゐる、恰も音楽のリズムの様に、この律動的な刺戟は遠き昔より幾百萬年來吾人の祖先が間斷なく、意識的に無意識的に、受けつゝ現在の我に傳はつたのであります、更に內的に之を求むると心臓の鼓動、脈搏など人體の生命とする活動も、律動的に活動してゐます、斯る意味からして、精神物理體と音楽のリズムとは物理的一致點があるかの様に思ふのであります、第二、吾人の意識は常に一に止ると云ふことはない、例せばこの雑誌を讀んでゐても、外界より種々な刺戟があるとき識は常に轉々としてゐます、識の焦點を作つても極めて僅少の時間である、もし一に止ることありとせばそれは精神病者であります、故に活動性がある。即ち識は流れ／＼と止まないもので常に變つて行く、恰も音楽の音譜の様に、音楽が、高く低

く、平に軟かく、滑かに又勇しく、轉々極りなき變化は、識の變化性と心理的に一致してゐるかの様に思ふのであります。殊に感情系統に於て、興奮、鎮靜、緊張、弛緩、などは音樂と共に鳴する點が最も多い様に思ひます。第三、リズムは言語より發達が古いと云はれてゐる、原始時代に於ける吾人の言葉は單純なリズムで、意志交換をしてゐたとも想像がつかます、それで音樂は外國語を聞いてゐからない人でも左程に不可能でない、所謂國境なしである、秋夜傳ふ虫の音も吾人の精神には言葉を傳ふることは、御承知である、音樂家は曰く音樂は潛勢的言語の結晶で普遍的によく人心に感動を與へ、しかも正確にして有效なる媒介物であると云ふてゐます、要之に吾人の精神内容には音樂の質がある、即ち内的音樂の存在を認むることが出來ると信じます。

四 拘禁者の心情生活

從來犯罪者の心理表現を研究しまして、缺くる點を擧げてゐます、其例をかいてみますと

- (1) 道徳的觀念に乏しく敬虔の念が薄い
- (2) 常識的判断に於て劣り主我的傾向が強く精神的疾病に罹り易い
- (3) 伶俐なる如くあるが寧ろ狡猾である
- (4) 神經質で激し易く虛榮心が強い

(5) 苦痛に對する感情がにぶく慘虐行爲をする

(6) 意志薄弱で強き制御を加へると容易に常軌を逸する

(7) 發情期に於て性的偏屈となり忌弾なき行爲をする

(8) 同情心又は良心なるものが乏しい

曰く何曰く何と結果から之をみるとはてがない程であります、しかしかゝることは犯罪者特有のものでなく、過言かも知れぬが正常人にも勿論あると思ふのであります、たゞ正常人にあつて犯罪とならざるは、物質上又は精神上安全率があるからであると思ふ、しかし如上の如き心理表現は確に犯罪の可能性に富むてゐることは事實であります、要するに精神活動の統一が行はれず、調子が亂れてゐると云ふことに歸結すると思ふ、その調子の亂れた原因は内的に或は外的に、中には随分同情すべきものさへある、斯る心情の持主が犯罪の結果受刑の身となり、拘禁生活を營むに當りまして、吾々は之を主觀的に又は客觀的に訓練し、統一した精神の持主たらしめ、亂れた調子を整理してやる大なる任務があります、が一方拘禁生活者はどうであるか、衣食住より受くる物的の制限、性的の窮迫、單調なる生活より醸成せらるゝ意識的若しくは無意識的の氣分——不快感——は、他人の足が觸れた、手が觸れた、便所の戸音が荒い、他の者がコソ／＼話をした、自分のことではないか、擔當管理者は自分の動作のみをみる、など、數へ切れない程、吾々の想像し得られぬ程神經過敏であります、親兄弟に手

紙を出す返事が来ない、返事が来ても犯罪にまつわる不快感は何物だ、親屬はあつてもにげる、其他生理的若しくは精神的原因による不快感は、遂に領解に誤りを生ずるに至ることもあり、如斯拘禁生活による特種の不快気分は、到底自由民の想像し得られざる、心情生活を營ひてゐるのであります、かゝる不良なる心情生活の久しきにわたるときは、俗に云ふねぐれ根性を産むことは勿論である、不良なる気分は立派な意識を包み、折角養はるゝ訓練さるゝ理性も、不良なる気分を透透ふして行動に移るため、中正を得ず規範を逸脱することが多いのであります、これは私の机上に於ける想像でない、幾多の事實が證明します、斯る気分を調和し、緊張を弛め、弛緩を張り、不活潑を元氣づけ、神經質を鎮め、元氣を鼓舞し、能動的氣力を養ひ、選擇の力を發達せしめ、善良なる気分に向せしめ得る方法手段は前説明の如く數へ切れぬ程あるが、能率の高い効果をあげるは、音樂であると信ずるのであります、即ち音樂と云ふ外的刺激は、内的音樂に敏感なる刺激力を有すると、潜勢的言語の結晶であるから、迅速に普遍的に美と善を傳へ、精神活動を淨化し覺醒せしむる働きがある、かゝる働きを用ひて、彼等を平和、満足、希望、幸福、の門に導きたいのが、音樂を施行する目的であります、拘禁生活者に限らず何時も赤煉瓦の村長然たるより、時に或は歌の翼に乗せられて、遠く物質圏外に運ばれ、魂を流し清めるといふことは、極めて重要なことと思ひます。

五 道德的情操の養護

道德的情操とは統一せられた精神活動から生ずる、理性に近いものであります。故に、人或は吾々の實生活からかけ離れてゐるかの様に考へられます、しかし其様なものでは決してない、極めて密接なものであります、別の方から云ふと吾々の道德的行爲の根本の發動をなす感情を、道德的情操といふので、この感情がなかつたならば規範を脱線する譯になる、道德行爲には直覺的に又は習慣的に必ず伴ふものであります、例せば進むで善事をなす——積極的道德行爲——若しくは惡事をせない——消極的道德的行爲——といふことは階級の上下、知識の高低を問はず行はるのでありますから、極めて密接なものであります、然るに行刑の客體たる受刑者には悲いかな、此の感情が内的に或は外的に障礙せられ薄いと云ふのが通有であることは、諸氏の實驗せらるゝ所であります、故に道德的情操の陶冶はひとり普通教育學上の問題であるのみならず、相當の年齢に達してゐる行刑の客體に對しては、極めて必要な項目と確信するのであります、これは決して抽象的の議論でなく具體的の事實問題である、教育家の話によりますと、この方面の陶冶は教師その人の人格が最も必要であると極論してゐる、教師が自己内心に道德的情操を以てゐなければ行はれるものでないと斷言してゐる、工場でもさうです、しつかりした管理者がゐると、道德的氣分は確に高い、この意味から道德的情操の陶冶は直觀教授にあらざれば反應の極めて乏しいことになる、見給へ教師が自ら道德的情操を持ち、感情が自由表現となり又暗示表現となり、脂ののつたときの教誨は必ず反應が強い通り一遍のお

話してはだめである、その所謂直観教授は行刑の主體たるもの、重大任務であるが、自己内心に道德的情操を持つ——人格者——教師のみを得ることは、果して可能であるや、聊か疑ひなき能はずである、かゝる缺を補ふ上に於て、教化用としての音楽は至極適當の施設であると信するのであります。何となれば直観教授をなすに最も便利且つ有効のものである、その有效とは諸氏が實際に施して得た聲に聞けばお判りのことと思ふ、音楽と情操、之を心理的に考へると、音楽も調子感情も調子だ、調子と調子とあつて歌詞を伴れ子にして心に流れ入る、即ち乃木大將、常陸丸、錦の御旗、兒島高德、何々……と造形美術にありましては、藝術的の對象は吾々の外部にあります、音楽にありては藝術的の對象は内部にある、故に音調や歌詞は吾々の内心にくひ入つて精神現象の一部をなし、道德的の直観教授は實現せらるゝと思ふのが私の堅く信する所であります。

結

文部省に於ても、大正十貳年四月第一回推薦レコードを發表してゐます、しかし願ひて音楽も亦弊を伴ふことがありまじやう、それは徒に藝術に走つたり、濫用し過ぎる罪であると思ふ、豈音楽に限らむやである、何でもさうである、幾ら營養に富むだ物質でも過ぎては身體に害のあるは、見易き道理であります、美と道德と不突合を來たすもこの點である、之を適當に按配するのが人で、その按配す

るには多少なりとも其原理を研究消化するにある、而して客體と主體との間に一つの信念を得て、本體に到達したい、傳統の上に眠りたがる吾々の精神を醒まし解放したいと思ふのであります。行刑の客體は生きた人であり、文化を除けては元の動物に還る外に行く道はありません。(終)

行 刑 教 育 の 有 效 條 件 と 家 庭 主 義

井 上 忻 治

一

犯罪少年の所遇は現代の社會が解決すべき最も困難な問題の一つである。現今刑事政策の最關心事は實にこの問題の解決に存する。一つの社會が若しもこの問題に成功したならば、その社會は刑事政策に於て最早その目的の殆ど全部を達成したものと云つても敢て過言ではない。蓋し一方に於て少年犯罪の數が日と共に著しく増加しつゝあると共に、他方に於て、犯罪者の平均年齢が一般に益々低下しつゝあることは、各國統計の等しく立證するところである。この事實は何物を暗示するか。年少犯人が社

會に取りて如何に怖るべき脅威であるかは、敢て事新しく辯證するまでもない。今日尙ほ極めて幼小な小供でありながら一度犯罪に志すがごときものは、まさしく明日の危険なる犯罪人であり、將來の累犯者である。統計の證明するところによれば、苟くも慣行性犯人であつて、廿五才以後に初めて犯罪生活の第一歩を踏んだようなものは極めて罕れである。大部分は何れも幼年期にその首途を有つて居る。それ故に、社會の平和なる常態的進化を絶へず阻害しつゝあるこの犯罪現象を眞に有効に防遏せむがためには、犯罪的精神の發展をその根源に於て絶滅する方法によるのほかはない。これ即ち全世界を通じて、道德家や、宗教家や、立法者や、社會學者や、乃至は刑事學者が、何れも犯罪少年の與ふる怖るべき社會的危険に對する救済策の研究を專一として居る所以であり、また犯罪少年の所遇が現今刑事政策の中心問題を構成して居る所以なのである。

二

犯罪少年はそれが年少たることそのものを理由として、これに對する所遇が淘汰刑又は威嚇刑の主趣によるものであつてならないのは勿論、また單純なる改善刑 (Peine réformatrice) なることも出来なす、専ら教化刑 (Peine éducative) を本旨とするものでなければならぬのは、最近刑事學の理論と行刑上の經驗とが正に要求するところである。犯罪少年に對する行刑作用としての道德的反動には全く

特殊の過程を必要とする。従つて、犯罪少年に對する有機的行刑機關は、決して普通の刑務所に於てではなく、専ら感化院乃至矯正院の特殊施設に於て、初めてその典型的組織を見出すべきである。併し、私はこゝでこの行刑機關の性質や機能に就て論議する考へはない。この小論に於ては、單に教化刑の有効性を保障するために、この特殊行刑機關に要求せらるゝ根本條件とそれの實現方法とに、専ら考察の範圍を限定する。

行刑學上の個別化の原則と長い實踐上の經驗とにより、教化刑の有効條件として指摘され、確認されるべき事實はこれを要約すれば、結局、次ぎの三點を出でなす。

- 1 被收容者の定員は出来るだけ少數たること。
- 2 教化の任に當る職員は出来るだけ多數であり、且つ精選されたものであること。
- 3 教化刑の適用常に伸縮自在であり、殊に適宜延長され得ること。

この三條件は、就中、施設行刑即ち拘禁の方法による教化刑の適用に關するものではあるが、併し第三の條件は家庭委託の方法による附證驗處分 (Aufprobstellung, Bewährung) 若しくは保護監督 (Schutzanfsicht, la liberté surveillée) の場合にもまた等しく適用され得べきものである。

不定期刑の思想は條件附釋放の制度と待つて、専らこの第三の要求に策應するものにほかならぬが、私がこゝに解説しやうとする家庭主義 (Familiensystem, système familial) は、これに反して、

専ら前の二つの要求に關聯するものである。

二

施設行刑上に於ける定員縮小の必要は、今日既に行刑學上の一公理だと考へて差支へない。一多聚は敵である („L'agglomération est l'ennemi.") — この點に於て、今日最早何人も異論を挟むものはない。余りに大きな集團生活は常に悲しむべき混雜や無規律の原因となり、また勢ひ少年の道德的回復に極めて有害なる機械的教育主義の弊害に陥り易いものである。

實際、現今の感化院若しくは矯正院の多數に於て見られるがよくな所謂異質的集團を構成する各自は、それ／＼特別な心理的性格の持主である。これ等少年の精神中に交響する感性や、知性や、情緒の律動には、無限の音階が認められる。憂鬱、無頓着、敏感、焦燥、嫉妬利己心、傲慢、強情——第一かう云つた無数の異つた性格に對して、一般的統制の下に、感化手段なり、教化方法なりを適用しやうとするのは無理な話である。そこには直ちに踰ゆべからざる解決の困難が見出される。それに過大なる收容人員の不便に就いて今更喋々する必要はないが、大きな集團化に於て特に注意すべきことの二つは、少年同志が行刑機關に對して彼等自身の力をより強大に感ずることである。そこには所謂團體精神が——固より極めて憂ふべき意味に於て——力強く發展する。かくて彼等僚友の惡意

見は、教師の與ふる善影響をも容易く抹殺し去るだけの力を有つて来る。またそこには必ず復讐觀念が培養され、階級思想が醸成される。そしてそこに形成される階級の中でも、年長者なり強者なりのそれは、弱者及び年少者に對して、直ちに一つの大きな勢力を獲得する。かやうにして、暴行や、陰謀や、集團的逃走や、乃至は騷擾等に有利な環境が屢々急速に形成されることになるのである。従つて、これ等の大きな集團的感化制度は、常に一種の軍隊的傾向を帯びた組織と極めて嚴格なる規律とを要求することになるのであるが、併しこの組織が果して教化刑の目的に克く順應するものであるかどうかは、極めて大きな疑問とされねばならぬ。

固より餘りに寛大なる制度は、一般に放任と懈怠との原因となり、無規律を誘致するの危険を免がれない。従つてその結果は、却つて多數の犯罪に機會を與へ、若しくは徒らに懲罰事犯を滋くするよくなことにもなつて、結局、生活の雰圍氣を弱くすると共に、次第に善良なる意思を去勢し、性格を畸形化すべき少年の道德的回復に極めて有害なる環境を創り出すことになるものには違ひないが、併しそれにも抱らすまた餘りに嚴格なる制度は、常に偽善者と叛逆者とを造り上げるものであることを忘れてはならない。例へば、極めて輕微なる怠慢に於てすら尙ほ懲罰を受くるなきかを常に危惧せねばならない少年の心理は、彼等をして、あらゆる機會に朋輩や學友の過失なり惡事なりを上長に密告し、以てその歡心を買はむとする陋劣をさへ、屢々學ばせることになるのである。加之、依らしむ

べく知らしむ可からざる式の絶対服従の制度に慣らされた少年は、不知不識の間に尊い反省力を失つて、一個の機械と化して了ふ。若しも與へられたる命令なり、心得なりに對して、院主に一つの反問をすら許さないとしたならば、世の中にこれ以上不合理な、これ以上反教育的な何物が、果して想像され得るであらうか。知性の旺盛なる發育期に在る少年の教育は、専ら啓發と説服との方法によるべきであつて、これを惜いて彼等に對し眞に教育的効果を獲得を期待し得べき方法が他に一つとして存在しやうとは考へられない。少年をして彼等に科せられたる行爲の理由を反問する余地さへ與へないやうな制度は、明らかに行刑教育の眞義を没却したものと云はねばならぬ。かやうな教育制度には、殆ど永久に少年の信頼を繋ぎ得る望みはない。馬鹿氣切つた動機や極めて些細な過ちに對してすら尙ほ嚴罰が科せられ得るといふ思想は、少年の純正なる感情の發達を著しく阻害するだけではない。更らに屢々職員との間に滄ゆべからざる感情の障壁を築き上げて了ふことにさへなるのである。(未完)

『減食果して有害なりや』を讀みて

多田 隈 建 雄

刑務所に於ける減食罰廢止の聲次第に大ならんとする時に際し、氏の否定論は大に吾人の興味を惹起したり。然るに文中の減食は懲罰を加味するものなりや否や不明瞭なるを遺憾とす。減食が懲罰の意味も含まず必要に際して行はるゝ場合に於ては既に問題とするに足らないのであつて、氏の論の如きも只單に大食家美食家を戒め、病者の一適應症の治療法に過ぎない、只減食が懲罰の意味を含みて、減食罰となるに及び、初めて意義あり、問題となり議論の餘地は生ずるのである。殊に氏は減食の效能のみを挙げらるゝも、其の有害と認むる場合も多々あります、勿論糖尿病、胃腸病、其他熱性病等に於て減食は一般に行はるゝ所なり、而も其の恢復期、若くば治療法として誰か減食を奨勵するものありや、結核病に罹

り、羸瘦衰弱日々増加するに當り誰か減食を推奨するものありや。小兒病の大部分を占むる營養障害に於て又然り、唯發病の初期に當り、短期間の減食、若くは斷食を行ふ外、營養を顧慮する食餌問題は、吾人醫師の常に苦心する所にあらずして何ぞ。其他例證は枚舉に遑あらず。要するに減食は其人の健康狀態の如何によりて、或は有利に、或は有害に働くものなるを吾人は深く信ずるものである。

由來減食及斷食を説く人は健康體にあらずして必ずや病弱なり。見よ彼の力士に減食を説く人なく、柔道家に然り、擊劍家に然り、運動家に然り、工場學校軍隊に於て皆然るにあらずや。病院に於て初めて流動食とか食禁

即ち減食を見聞するのである。彼の一食主義の二本博士

は青年時代に於て病弱なりし事を自ら告白せられ、氏も亦蒲柳の質たるを自認せらるゝにあらすや。病弱體の經驗を以て健康體に應用する事は感心できない。斯くの如く減食は牛飲馬食以て英雄豪傑を氣取る大食家を除き、無病健全の活動家には害ありて一利なし。斷食の場合に於て其害一層甚し。夫れ饑餓の状態に於ては先づ身體の不要臟器より自家消耗し、次で貴重臟器に及び遂に死に至る。水分缺乏に於ては最も速かに死に至る事は生理學の教ゆる所なり。之れ完全斷食の害なり、最近ビタミンAの缺乏により結膜乾燥症、夜盲症、ビタミンBの缺乏により脚氣症、ビタミンCの缺乏によりてスコールブートを起す事は専ら信ぜらるゝ學說なり、之れ部分的缺乏即ち減食の害なり。要するに大食家は豫防的に、病弱者は必然的に減食をなし、然り而して健康體は完全食を相當量各自の經驗によりて攝取すべきものなり、と吾人は深く信ずるものなり。

氏は又醫師により、澤庵漬を食ふ事を禁ぜられし胃腸

常は唯其の數量及調子に於て正規の生理的細胞生活と異なるのみなり云々とありて、自然良能が肉體及精神に作用して疾病が起るとは認められざるによる。

然るに減食が懲罰の意味を含み、減食罰となれば如何、之れ刑務所に於て問題となり、議論の生ず所になり。一般に刑務所收容者の健康状態は現今自由民に比し不良にして、罹病率、死亡率、又多しと信ぜらる。其食量又不良なり、故に食量のカロリー量を向上するの要あるも減少せしむるの理由なし。收容者の肺結核が自由民の其れに比し豫後不良なるは、營養品の不足が大影響あるは想像するに難からず。而して減食の要なきもの若くは増食の要あるものに對し減食罰を執行する場合に於て、問題は痛切なり。監獄法第六十二條によりて保健技師は懲罰に處せられたる者疾病ある時は、其の懲罰の執行を停止する事を得ることによりても、既に法によりて減食罰の有害なるを認めらる。然るに氏は減食若くは斷食に依りて先づ第一に影響を受くるものは胃と腸であつ

病者が、澤庵漬を食して反りて治癒したる一事を以て、醫療の全般に適用して醫師の誤解せる衛生觀とせらるゝも、此の患者は或は治癒期に近きものにて、醫師の食禁を守りても、尙治癒せしやも計られず。極言すれば、此の方がより早く治癒せしやも計られず、又此の患者が胃腸病の初期、殊に胃潰瘍の出血直後なりとせば如何、果して澤庵漬にて治癒せしや否や。疑問は一再にして盡きない、要は一例證を以て多くの例に適用せんとするは感心出来ない。

尙氏は後段に、靈能なるものを認め、其作用如何によりて肉體及精神の働き減弱し、或は旺盛となり、換言すれば健康となり、疾病も起ると斷言せらる。而して此の靈能とは醫學上では自然良能といはれたり。然るに吾人は此の靈能所謂自然良能なるものを認めざるものゝ一人なり。何となれば、同文館發行醫學大辭書中、疾病の定義に曰く、疾病とは一定の內的或は外來の刺戟によりて惹起せらるゝ異常なる細胞生活現象なり、而して此の異

て、普通の胃腸であれば健康となり、若し胃腸に疾病あれば治癒するものである。胃腸が健康になれば従つて腦も健全となり、其他の機關も新陳代謝も旺盛となるのである。精神に及ぼす影響も亦同様著しき効果を齎すものであると。然らば普通の胃腸とは如何なる胃腸なりや、吾人は普通の胃腸と健康の胃腸とは等しきものであると信するのである、故に結局前述の理由によりて減食無用となる、又胃腸に疾病あれば之れは胃腸病にして、此の場合に於ける減食は一の食禁療法にて、一時的都好都合の状態を呈するも、永久的減食を行へば、身體の衰弱を來すは自明の理なり。尙此の場合に減食罰を執行せば如何、未だ以て一時的たりとも好都合の状態を呈すとは、斷定すべからざるなり、若し之れをしも療病上好都合なりとせば、食禁療法と減食罰とは相等しとの結果に到達す、之れ吾人の首向し能はざる所なり。

私は減食罰によりて第一に影響を受くるものは胃腸にあらすして精神にありと信ず、此の精神に及ぼす影響

は、氏の承認せらるゝが如く決して良好なるものにあらず、恰も受刑當時の如き精神状態にて、甚だしきは其の不當を叫び、自暴自棄に陥るものさへ往々目撃する所なり、斯くの如く患者に不快なる懲罰観念を懐かしむることは療病上必要な心身の安静を害し、決して良結果を來さしむることなきは吾人の深く信する所なり。要するに減食罰と減食療法とは形式に於て相似たるも、精神的に大に異り、健康状態によりて減食の要不要に拘らず、減食罰は保健上有害なるものと信す。減食罰を特に七日以内と限定しあるも又有害なる證明なり。依りて其の廢止を望むや切なり、況んや減食罰は罰以上に身體に害を及ぼす苛酷なる體罰と認めらるゝに於ておや（正木亮氏の懲罰研究中減食の項参照）願くば之に代る懲罰法の出現を望む、尙減食罰に於ける體重減少は食量の減少も一大原因たるや明かなるも、執行中不快に日を送ることも亦見逃すべからざる原因なり。即ち精神不快なれば消化液の分泌充分ならず、運動不足と相待ちて攝取せる食物の消化吸収全からざるは又自明の理なればなり、之れ減食罰の精神上に及ぼす影響が主にして、胃腸の影響は従なる所以なり。

三池刑務所に於て大正十三年一月より同年八月に至る八ヶ月間に減食罰の執行を受けたるもの百二十一名あり其の一人平均體重減少は三百一匁を算す、少數例なるも参考とするに足る、敢て同考の士に訴へ高教を仰ぐ。

植物と感覺

一体植物に感覺があるだらうか例へば花を切り取つた時、その植物は痛がるだらうか、勿論疑ひもなく植物は生きて居る、只果して彼等に動物と同様な感情を有するかどうかは疑問である。
フランスの一流植物學者アニュベン氏は十七年間インド支那花卉の研究に没頭して来たが此の問題に就いては否定的である、即ち植物は發生し、生成し、死ぬと云ふ事は明白であるが、一般に言はれてゐる感覺的と云ふ言葉に當はまるだらうか、氏は疑問とする例へば、一寸觸れると葉や花冠が閉ぢたり卷きこんだりするから感覺があるのだと云はれてゐる植物は、大抵は菊科に屬するものであるが、其の運動は全然機械的で其の業内に於る作用機關に起因するものである。

少年受刑者の教育と再犯

一、少年受刑者の教育

極悪非道の犯罪者でも尙刑務所では教育して居るそう、左様實は法律に定められてあるから致方なく一字でも一句でもと言ふ所で行つてゐるのである、とは未だ門外漢であつた當時聞かされた處であつた、けれど法律で定めてあるとするならば左様な單調淺薄な意義のものであるまい、とは常々考へて居たのであつた、果して行刑の門を潜つて見ると、なか／＼どうして奥深く床しく此所にも廣大無邊の有難き大御心の御光が、隈なく行渡り御仁愛の共存共榮の程が窺はれるのである、同時に現在實行せられて居る教育の實際が大御心、法の精神を十分に十分であるかと謂ふ事が氣になり出したのである。

中島卯太郎

そこで先づ少年受刑者の教育程度は一体如何なる状況にあるか其一端を述べてみたい。

一受刑者の告白によると私は字を知らぬ爲め絞り屋の主人から間に合はぬとて出されました、一錢二錢の通帳が讀めぬかと奉公友達に笑はれ夫れが残念で八百屋を飛出しました、とは數日前收容した、少年受刑者の涙ながらの告白であつた、其眞偽は別問題として何と云ふ奇き運命でありませう、尋常小學校を六ヶ年とし義務教育年限とし日常必須の智識を授くる事となり、尙義務教育年限を延長せんとするの今日假名文字をも書き得ぬと言ふに至つては沙汰の限りである、斯様な暗黒面に生育した子女は勢ひ社會の落伍者たることは免がれ得ないのである、今當所に收容したる少年受刑者に於て其教育程

度を見るに左の通りである。

少年收容者の教育程度

不 就 学	大正 八正	大正 九正	大正 十正	大正 十一正	大正 十二正	大正 計
七	七	九	九	五	一三	五三
尋常一年	六	一〇	九	八	三	三六
二 年	一五	一七	二〇	一四	九	六五
三 年	一〇	一九	一〇	二二	二二	六三
四 年	一一	一〇	一〇	一六	一〇	五七
五 年	一一	二一	六	九	七	五四
同 六 年	二一	三〇	二〇	二四	二〇	一〇五
高等小学	一四	一八	一一	一一	一〇	六五
中學半途	三	四	一	一	二	一〇
計	九八	一四八	七六	一〇〇	八六	五〇八

同上中不就学者の理由

家貧ナルガ爲メ	大正 八年	大正 九年	大正 十年	大正 十一年	大正 十二年	大正 計
四	五	六	一	七	二	二三
父母教育ヲ願ヌ	二	一〇	二	三	四	二一
家庭紊亂ノ爲メ	一	二	一	一	一	四
本人嫌厭ノ爲メ	一	二	一	一	一	四

幼時ヨリ浮浪ノ爲メ

計	七	一九	九	五	一三	五三
---	---	----	---	---	----	----

右に依るときは、義務教育を終らざる者、八割五分強にして、終了したる者は僅かに一割四分強である、殊に、不就學の一割強に至りては驚くの外はない、其不就學の理由を見るに、家貧なるか又は父母教養を顧みざる者を主なるものとし、家庭紊亂之に亞げり、又以て彼等の智識の程度を窺ひ得るのである。

少年刑務の事に従事する者は、彼等の教育に就て思を致すの必要があり又義務がある、唯具体的に實際を土臺として、如何にせば彼等を教ゆるに適當であつて効果を發揮することが出来るであらうかと言ふ事である、これは頗る難義な問題である、現在刑務所で實施して居る教育と稱するものは、自由社會に於ける小學校教育であつて之れに與鴨刑務所で工夫せられた速成實用讀本を以て補ふてある、そして毎日四時間の制限時間以内に於て教授して居るのであるが頗る物足らない感じがする、尤も教化専門の感化院や矯正院等とは同一に見る事は出来

ない、刑罰執行と謂ふ大きな重大目的を前提として居ることは言ふを俟たないが、併し先づ左の様な平凡な疑問は誰にでも起る所であると思ふ。

一、小學校は義務教育として六ヶ年を強要して居るが、刑務所では一定の刑期があつて常に之れに支配せらるゝ。

二、小學校では大体同一年齢で精神成熟も略整一であるが、刑務所では年齢に相違あり又其精神の成熟にも非常の相違がある。

三、將來大學迄も進むべき者を教育する小學校と、中學校へも進む望の無い刑務所教育では小學校と同様な教科目とするの必要があるかどうか。

四、刑事責任年齢に達したる所謂算齡十、五歳以上の者であるから、七、八歳の幼童とは趣を異にし而も相當世事に長けて居るから「ハト、マメ、マス、ニイサ、ンガエヲカイテイマス」等では徒らに情氣を催すに過ぎない事を考へねばなるまい。

五、邪智に長けた者が大部分を占めて居るから小學校の德育科目で満足する事が出来るかどうか。

六、受刑者當然の結果として名譽心を失へる彼等は兎もすれば自暴自棄に陥り易し故に忍耐持久の精神を養成するに小學校の夫れと同様で満足することが出来るかどうか。

七、小學校では家庭を有し之れが慰安を得るの時間を有するけれど、刑務所では當然此點が無いから之れも考慮の一つに加へなければなるまい。

八、國權の大なる威力に壓へられ寸時も放漫を許さない刑務所では、間斷なく精力を消耗するから此點も考慮の一つであらう。

以上の外舉げ來らば蓋し種々の特別事情の存することを窺ひ得るのであるが、併し疑問を如何に解決するか。第一問は今や少年法が實施せられて都合が好くなつた、即ち長期は比較的長き刑期を有するからである、そこで卑見を以てすれば、

學級編成を考ふべきであると思ふ、而し固定編成とか可動編成とか理屈めいた事は別として、先づ其刑期を土臺として學力に應ずる方法例へば刑期二年であつて學力が尋常三年であるとすれば尙三年の義務教育期間が残り居るから三年分を二年にて終了せしむること、若し尋常一年であるならば四年を存するから此四年を二年で修めさせる考察否教案を要する、之れには教科目の限定と教科書の選擇と教師の努力とを必要とする、故に其反對に刑期二年であつて收容時既に義務教育を終つた學力の者の如きは補習としての教育時間に依るか又は成年處遇に轉ずるも差支へあるまい、夫れ故に尠くとも一年二年三年間位の三個別の速成教科書と教案を準備し之れに依りて義務教育六ヶ年程度に達せ得る三個の編成を必要とする、元より之れが爲めには科目を取捨選擇して實用的のものとなすの用意を要する。

第二、問は第四問と相聯絡し教科書の選定と教師の努力を

必要とする。

第三、問は申す迄もなく、實際生活を中心とし、學理議論を避け又は生活に縁遠いものを取除きて題材を選び短かき期間にでも或程度迄は進み得る様教科書目を選定する必要がある。

第四、問は第二問と同様に考ふべきものと思ふ。

第五、問は德育科目を純真なるものとし多方面より蒐集し徳性涵養を嚴にし、同時に社會的にも充分なる理解を與へ得る様教科書の選定を必要とする。

第六、七、八、問は修身科其他に於て職員の努力を必要とする。

以上の通りに考へらるゝも之を要するに小學校の教科書や教科目では刑務教育は到底満足することが出来ぬと謂ふ事となる、理論的若くは科學的に究理した處で、實行不能の空論に了つてはならぬと思はるゝが故に實行上比較的可能な卑近な問題に止めた譯である、要は刑期一年のもの二年三年のもの又は學力尋常一年のもの二年三年

四年の者に對し夫々適當に變換して、刑期終了迄には小學校卒業又は少くとも尋常四年位の程度には、讀み、書き計算、を爲し得る者としたのである、此點に就て釋放時に於ける教育程度を参考に供すれば左表の通りである。

釋放時に於ける教育程度

	尋常		同		同		高等		補習	計
	一年	二年	三年	四年	五年	六年	小學	高等		
大正八年	五	三	三	元	四	元	六	元	一	三
大正九年	九	二	元	七	元	四	六	元	五	一
大正十年	五	七	二	七	二	八	七	七	二	三
大正十一年	五	九	三	六	五	四	三	八	一	〇
大正十二年	四	四	〇	七	三	六	五	四	一	〇
計	三	四	六	二	六	七	二	六	七	六

以上に依りて尋常三年以下に於て二割六分強同五年以下に於て五割七分強を示して居る、以て這邊の消息を窺ひ得るであらうと思ふ。

二、少年受刑者と再犯

再犯の豫防と言ふ事は行刑上よりするときは所謂特別

豫防であつて一般豫防の効果となるのである。社會政策の側から觀れば社會事業殊に保護事業の目的貫徹であるから可なり重大問題である、殊に少年の行刑は特別なる意義を有し之が再犯防遏も亦格別なる影響の存するを以て深甚の注意を拂はなければならぬ。元來人間の一番楽しい時期は何時であるかと言ふならば青少年の弱年期であらう、此間は實に天真爛漫であつて何も彼も希望に満ちた愉快な時である。故に此間の一年は案外長い様であるに反し年齢三十歳を越へると今度は一年が次第に短かく感ぜらるゝのである。是等は形而上大なる意義が含まれて居ることは申す迄もない。

以上の様な次第で少年時に於ては有ゆる事柄が總て希望であつて新らしき事を好み、珍らしき事に興味を有し奇蹟を欲し、眼前の變動に由り精神常に躍動して止まない、けれども社會上の經驗に乏しく思慮淺薄であるから往々其希求に向つて盲目的に邁進し他を顧みないものである。故に此時代の犯罪は全く此資質に原因すること多

きを以て成年者の夫れと同様に考ふる事は元より無理なことである。之れが少年法の生れた理由ではあるまいか。少年法が單に第二の國民であり又國家有用の材であり長き未來を有する者であるから之を保護する爲めに出來たものであるとの見解は如何はしいと思ふ。

さて斯様な譯であつて少年の再犯豫防は勢ひ成年の夫れと軌を同うせざるものであるから、之等の點に付て順次考察したいと思ふてゐる。但し此を考究せんとするものは刑事責任年齢に達し、未だ十八歳に滿たざる間に受刑して釋放せられ、再び十八歳に滿たざる間に罪を犯し受刑するに至りたる再犯の者であるから、三犯以上の者は縱令有つたとしても最早目的物体とはならないのである。

少年の再犯豫防に就ては先づ釋放後少くとも六ヶ月位は嚴重なる監督の下に置き、漸次に社會に接近せしむる様にしたいのである。之を證する爲め、再犯期間に就て當所最近五ヶ年の統計を掲ぐれば、

再犯期間	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	計
一月以内	二	一	一	一	一	四
二月以内	三	二	一	二	一	一〇
三月以内	二	四	四	三	二	一五
四月以内	一	一	一	一	二	五
五月以内	一	一	一	一	二	五
六月以内	一	一	一	二	三	五
七月以内	一	一	一	一	一	五
八月以内	一	一	一	一	一	五
九月以内	一	一	一	一	一	五
十月以内	一	一	一	一	一	五
十一月以内	一	一	一	一	一	五
一年以上	二	一	一	一	一	五
計	一三	一〇	八	一〇	一七	五八

右の通りで三月以内に再犯に陥つた者が五割強を占め尙六月以内では全數の七割強である、此點が少年に特異な處であつて注意を要すべきものと思ふ。

釋放少年は父兄其他に迎へられて飯つた其當座は何だ

か氣抜けがした様で又何だか物足らない様な、嬉しい様な悲しい様な、明るい様な暗い様な一種異様な精神状態にあると言ふ事は釋放者の多くから聞かされた所であつて、單に左様かと同意を表し注意を與へたに過ぎなかつたが、今再犯期間のことに及び思ひ半に過ぐるものがある、此點は特に留意すべきものであると思ふ、然るに此大事な期間に於て父兄其他が如何なる風に監督し保護し指導したかは頗る興味ある問題であるが今は其一例に止めん。

「お前も随分辛かつたであらう、まあ五日や十日は仕事も手に就くまいから骨を休めて夫れからぼつ／＼取懸つたらよからう」と殆んど大部分が是である、之は非常な誤りであると思ふ、折角刑務所で二年なり三年なり嚴重な規律の下に作業を課せられ放漫怠惰を許さず、十分に鍛られた良憤と之れが爲め心身共に緊張して居たのであるに拘はらず、突然の生活上の變化と此休養との爲め張り詰めたる氣分が一時に弛緩し放縱懦弱懶惰の性が頭

を掻げ、寧ろ受刑前に比し強度の刺戟を受け既に名譽心を損傷せられて居る彼等は眞面目に仕事に取懸ることが如何にも臍甲斐なく、馬鹿らしく、物憂く、厭な氣持がして自棄すると同時に以前の浮浪生活を思ひ浮べ遂に無斷家を飛出すに至るのである、之は少年に特有の事實であるから注意すべきものである。而して之等の事情を明かにする爲め、再犯時の境遇に就て其統計を掲ぐれば。

境遇	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	計
家庭に在りし者	一	一	一	一	二	六
奉公中の者	一	一	二	一	一	六
自活中の者	一	一	一	一	二	六
保護會に在りし者	二	一	一	一	二	六
浮浪中の者	八	九	六	七	一一	四一
計	一三	一〇	八	一〇	一七	五八

右の通りであつて浮浪中に在りし者實に七割強を占め、前の六月以内の再犯者數と偶然相一致したのも妙である。

浮浪中と稱するもの、實は自ら求めて浮浪生活に入つた者のみであつて、前に言へるが如く自暴自棄の結果を主なるものとし或は田舎の無聊寂寞に堪へず無謀にも父母若くは其他の保護者を棄て、無断都會に飛出し、又は保護會や奉公先の羈絆を脱して自由の行動を爲さんと脱け出で、浮浪徘徊し、遂には衣食に窮し若くは誘惑に遭ひ又は得意の不良手段に訴へて慾望の満足を得んとして犯罪渦中に投ずるに至つたのである、實に寒心すべき次第であつて畢竟其放縱懦弱の性未だ矯正せられざる點もあらうが、監督保護の不十分を表明するものと謂はねばならぬ、そこで又之れも監督上承知し置くべき必要あるものと思ふから再犯時の犯由に就ての統計を掲ぐれば。

再犯少年の犯由

遊藝	二	一	二	三	二	九
食慾	一	一	二	三	三	六
娛樂	七	七	二	一	四	二一
計	八	九	十	十一	十二	計

懶惰	一	一	一	二	三
貧困	一	二	三	一	四
利慾	一	二	三	一	六
愚悞	一	一	一	一	一
誘惑	一	一	一	二	二
色慾	一	一	三	一	三
其他	二	一	一	一	三
計	一三	一〇	八	一〇	一七

右の通りで誤樂を第一とし次は遊蕩食慾である、誤樂は殆んど活動寫眞であつて彼等の嗜好として渴望して止まないものである。元より奇蹟を好み變化に喝采する資質の然らしむる處であるから意を致さねばならぬ、遊蕩はカフェーや貸座敷である少年が異性を解し本能慾の満足を得んとする場合は特に盲目的行動に出づるは事例に乏しくない、食慾は間食と買喰である之亦少年に特別な事情である、而して犯由の總ては金錢を以て其目的を達し満足を求め得らるゝから其犯罪は殆んど物盜である此點も亦注意すべきものであるから其計表を擧ぐれば。

再犯少年の再犯前罪と再犯罪

前犯再犯	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	計
窃盜	一三	九	八	九	一五	五四
強盜	一	一	一	一	一	一
詐欺	一	一	一	一	一	一
横領	一	一	一	一	一	一
放火	一	一	一	一	一	一
計	一三	一〇	八	一〇	一七	五八

右の通りであつて前犯罪は窃盜であつて再犯罪亦窃盜であるもの實に九割三分である、と言ふよりは再犯罪が窃盜で無いものは僅かに四人であり前犯罪が窃盜で無いものは一人あるのみである、而も此毀棄一人は近隣の婦人二三人が集まりて通行中の本人を指し刑務所から販つた者であるとの私語を耳にし忿激し放火を爲して釋放後僅かに三月目に再び受刑の身となつた變質者である、そこで特別豫防並に釋放後の監督困難なるは窃盜であると云ふことが窺はるのである、而し一概に窃盜と謂つて

も其手段方法に至りては多種多様である、けれど少年に思慮單調であるから工夫考慮を要する手段は極めて稀である。先づ第一は拘摸である、之は大阪を中心として行はれる關係上もあつて他の地方とは同一に見る譯には行かぬ、田舎の少年受刑者には空巢が多いのと同じ理である、拘摸は言ふ迄もなく諸興行場(特に活動寫眞館内)雑踏の街衢及市場電車内及其乗降時、祭典、歳の市、安賣デー、等に於て他人のポケット、袂又は懷中、帶の間等の物を人の虚に乗じて拘り取るものであつて一面危険を伴ふも奇蹟を擧げ得る點に於て好奇心を満足せしむるに足るものがあり、其手段單調であるから少年の最も得意とする處である、之に亞ぐは空巢、搔拂、住込、板場、箱乗、更忍、等の順である。再犯に陥り易きものも亦畧ぼ如上の様なものであることは左表に依りて知ることが出来る。

再犯少年の犯罪の手段

前犯罪の手段	再犯罪の手段										計	
	チ	空	集	更	住	住	集	更	忍	火		
前犯罪の手段	チ	空	集	更	住	住	集	更	忍	火		
再犯罪の手段	チ	空	集	更	住	住	集	更	忍	火		
大正八年	八										一	一三
大正九年	六										一	一〇
大正十年	五										一	八
大正十一年	六										一	一〇
大正十二年	六										一	一七
大正十三年	三										一	五
計	三二	二	六	一	二	一	一	三	一	一	一	五八

右の通り矢張り拘捕が第一で次は空巢である、何を言

資料

明治天皇御製謹解

御製を通じて國民の道徳を説く

橋田東聲

あさしとてせけばあふる川水の

こゝろや民のこゝろなるらむ

川の水は、よしそれが里川の小さなせゝらぎであつても、堰けば溢れ、決すれば又流れる。小さい流れに向つても無理は通らぬ。自然に反しては事が行へない。いやしき、無智な、衆庶の心と雖も徒に抑壓し、束縛することとは出来ない。せけば流るゝ川水の如きである。民をして各その所を得せしむることが天下を治むる眞諦である

ふても前犯罪の手段を再犯罪に反覆累行して居る事、明かかて此點が改善容易でない苦心の存する處であるから、十分用意する所が無くてはならぬ。終りに以上は大阪を中心として行はれたる少年再犯者中受刑して當所に收容せられたる者に就て調査したものであるから、之を以て一般を類推する譯には行き難い點もあるであらうと云ふことを承知して居て参考として貰いたいのである。

煙草の害は何によるか

喫煙者の能率は至極よろしくないといふので、近頃伯林の中央職業紹介所あたりでは、絶対に喫煙者を採用しない方針にしてゐると報道される。借て、その喫煙の害に付いては、世人多く之をニコチンに歸せしむるが、最近の説によると、それは酸化炭素と青酸加里の毒毒によると云はれ出してゐる。但しニコチンも亦與つて力あるはいふまでもないが、その主役はこの二者によつて演ぜられるといふ。

この御製は川水にたとへて明治天皇がしかくも政治の要諦を述べられたものであらうと拜察せらるゝ。

昔の政治では、民は依らしむべし知らしむべからずといふ標語が政治の信條として用ひられた。專制と秘密の政治を行ふのはこれに如くはあるまい。けれども今日の政治では民をして知らしむるのみならず、民をして政治に參與せしめるのである。政治は天皇と大臣の獨占でなくて、民も亦之にあづかるのである。これが昔の封建時代の專制政治と今日の立憲政治との異なる所である。我國も明治維新までは武門又は豪族の封建政治であつ

たが維新の大業が成就すると共に、統治の大權は天皇の親裁に歸した。而して一方に於ては帝國議會を設けて、公議輿論を採用する所の、所謂立憲政治が行はるゝに至つた。すでに明治元年三月十四日明治天皇が百官諸侯を率ゐて紫宸殿に臨御し天地神明を祭つて、五ヶ條の御誓文を發せられたが、その冒頭に

廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ

と仰せられてある。廣く會議を興しすべて公論によるべしといふは即ち民をして一回の政治に參與せしめ給ふ御み心である。從來の封建政治を根本から覆したものであつて、卒直にいへば維新の大業は我國の政治の革命である。けれどもこの革命は外國の歴史に屢見える所の暴舉と流血の結果に成るものでなくして、長くも上御一人の御心に發せられたものである。これが我國體の萬國に冠絶せる所以にして、同時にわが大和民族の美しき國民性の發揮せられたものに外ならない。吾々は之を誇つてよいけれども同時に身命をすて、國事に奔走した當時の

大官國士先覺に對して、常に深甚の感謝を捧げなければならぬ。

四方の海みなはらからとおもふ世に
など波風のたちさわぐらむ

人間は、よしその國籍がちがひ、皮膚の色を異にするとも皆兄弟である。兄弟であらねばならぬ。四海の内皆兄弟也と古聖賢もいつてをる。然るに、國々の歴史には戰爭の記録が古來より有るあるばかりか、歴史は或る場合には、殆んど戰爭の連続でさへある。これは悲しむべき人類の禍害である。戰爭がよいといふ理屈はない。避け得らるゝ限り避くべきものである。今、日本は移民のことから米國との間に問題を生じてゐる。かるはづみの人々は之を以て早くも日米戰爭の端であるかの如き説をなし、靜かなる國民を煽動してゐる。併しかくの如きは短見者流のえせ愛國論である、吾々はみだりに戦ふべきでない。

よものうみみな同胞とおもふと明治天皇は仰せられたこれは今、吾れ人共にいふ所の世界平和と人類愛の高

唱である。實に風大無邊、長くも有難い御心ではないか

たちつゞく市の家居は暑からむ

風の吹き入る窓せばくして

下町などの、町家櫛比し、戸口も窓もせばく小さな家で、せつせと家業にいそしんでをる市民の上を、行幸の際などに御覽せられて、あはれみ給ふたのである。少しも字句の解を要しない平易な言葉の上に、美しい大御心があり難く拜せらるゝ。

併しこれは震災前の町家を御覽になつての御製である。今の東京のバラック町を御覽になるならば、天皇はいかに御心をなやまし給ふたことであらうか。昔の御製を拜するにつけても、氣の毒なのは大地震に會つて、バラックに細き煙を立てゝゐる東京のまづしい市民である。災後一年をすぎた今日、今尚住むに所なき氣毒な人々のバラックが上野公園にある。不忍池畔にある。日比谷公園にある。たまたまそこを通つて、このバラックの家並を見る時、私は同情の心禁じ得ざるものがある。

ゆふづく日かげらふ社の木がぐれに
ひぐらし鳴きて秋風ぞふく

日脚の早い秋の日の西の空に落ちんとして、なごりの光があかあかと森の木に照りつけてをる。と、その木がくれから哀調をおびたひぐらしの聲が、ものを思はするやうに聞えて来る。そして初秋のさわやかながら、寂しい風が吹いて来る。

題目の景情をこくからく、あつさりと寫生した歌であるが、併し拜唱すると中々深い味を湛へてをる。あの武勇傳中の英雄豪傑とも拜せらるゝ卓犖不羈な明治天皇の一面に斯うした詩的な一面があるかとおもふと吾々は恐れ多き事ながら、涙ぐましいやうな氣になる。

この歌は右にいへる如く、寫生の叙事歌にして、私がこれについて言葉を費すのは、國民の道徳を説くためでないことは申すまでもない。本篇の主旨は御製を通じて國民の道徳を説くのであるが、時折、斯様な御製をも加へて、講義風にかたく成らんとする叙述の筆をやわらげて行くことにしたいとおもふ。讀者之を諒せられよ。(東京大森に於て)

奢侈と浪費

(一)

受刑者の處遇は其の人を知るに在る。其の人を知るには其の性格、其の犯罪原因を研究しなければならぬ。吾人は奢侈、浪費が直接原因、間接原因となつたところの犯罪人を處遇するに就き如何なる點に着眼したら良からうか。

奢侈、浪費の經濟的關係を考察してさうして如何なる教訓を爲すべきか、如何なる改善を爲すべきかを攻究しやうと思ふ。

(二)

人類の文化の進むに従つて慾望の數量、性質が漸次増加するけれども、必要を超過する慾望のためにする消費は有害不徳である。奢侈は吝嗇、貪婪、浪費と共に非經濟的行爲―不適當なる消費として識者の排斥するところである。之れに對して異説がある。

ばならぬ。

奢侈に關して歐洲に於ける經濟學者の傾向は下の如くである。凡そ社會に存在する財貨は甚だ僅少にして人類全部の生存欲求を充たすに足らない。人類の生産力は自ら限りあるが故に、可成不必要なる消費を避け必需品の生産に全力を盡して生産分量を増加するを要する。若し資本家が奢侈に流れると多數の必需品の生産力を奪つて少數の資本家の需用に應ずる生産に従事せしむるものがある」と。

(三)

或消費に就いて奢侈であるかどうかを定めることは國狀の如何、時代の如何、階級の如何に依つて異なり、又文化の進展に伴つて其の範圍を縮少する。例へば昔は町人が絹布を使用するを奢侈と認めたが今日はさうではない。それ故に奢侈、浪費と云ふことを極めるには甚だ困難にして學者の説く處も一樣ではない。併しながら過分の消費が無益の消費であつてさうしてそれが原因となつ

一、奢侈は消費を盛にして生産を獎勵するからして商業に利益があると云ふ説がある。彼の「ルイ」十四世は帝王が莫大の消費を爲すは人民に慈善を施すものであると云ひ、「モンテスキュー」は富豪が若し其の費用を減少すれば貧困者は其の活路を失ふと云はれた。奢侈品の需用を供給するために一時生産が盛になるけれども永く繼續しない。資本、勞力の大部分を如此生産に使用して一般民衆の必需品の生産に就いては資本、勞力の缺乏を來すから奢侈を排斥せねばならぬ。

二、奢侈は國內に於て貨幣を消費するに於ては更に國民經濟に害を與へないと云ふ説がある。資本、勞力を無益に消費するから排斥すべき行爲であつて、通貨流出のみに着眼するのは失當である。

三、奢侈は高貴の勞力を維持し、技術を進歩させると云ふ説がある。高貴の勞力を保存したり、工藝美術を進歩させる効果はあるけれども民衆に最も必要な物品の生産を犠牲に供する結果を招來するからして排斥しなければ

た犯罪人其の人の性向の批判は左程むつかしいものでもないと信ずる。茲に二三經濟學者の所説を擧げて奢侈、浪費の觀念を明にして置きたいと思ふ。

或學者は奢侈は相對的觀念にして個人、階級、國民時代に依つて異なるけれども不要と見ゆる消費を指稱するものであると云ひ、又他の學者は一般民衆が生存慾望、快樂、禮義上必要と思考するものに超過する餘資する部分なりと云ひ、或學者は悪しき奢侈、浪費は費やされたる社會的勞力の分量と獲得せられたる個人的満足の度との不均衡から成立すると論じて居る。一國民、一時代に於て奢侈と認められし物品が低廉に而かも多量に產出され小數人だけの消費に止まらずして多數の享受し得る場合は尠くない。即ち此の如きは奢侈の民衆化にして洵に祝福すべきである。於茲身分不相應なる消費は奢侈である。多費必ずしも奢侈にあらず、其の人に依り過分と云ふことが出来ないこともある。消費するところ敢て過大にあらざるも無益なる場合に於ては浪費と云はなければ

ならぬ。要するに過分の消費や無益な消費は二つながら排斥しなければならぬ。

(四)

一、自由競争を是認する以上は競争の手段として寛恕しなければならぬものがある。彼の門戸を張り、美服を着し、自動車に乗るが如きは營業上成功の象徴にして優者たることの表現である。而して金錢の多少を知る近道は生活状態であるから、競ふて其の表現方法を取るのである、即ち奢侈的生活が營業廣告の一方法にして營利の手段である。現代經濟組織に於ては寛大に批判しなければならぬところの奢侈と云はねばならぬ。

二、彼の歐洲大戰中に交戦國が軍需品製造のため奢侈品の製造を中止したことがあつた。それと同一の筆法を以て民衆の必需品を製造するため奢侈品を製作することを中止すると云ふことにしたい。奢侈品の生産制限をすると同時に奢侈品販賣にも制限を加へなければならぬ。之れを直接に制限しないで民衆の必需品製造者や其の従業

者其の資本家を特別に保護して間接に奢侈品製造販賣を制限するのが最も策の得たるものであらうと思ふ。若し此の方策が行はれない以上は結局各自の道義心に依る外

ないから其の禁遏は甚だ至難である。

三、賣買方法の不備も亦多くの浪費を生ずるのである。即ち廣告と「注文取り」である。生産者から消費者に直接買買することに依るか又は國家公共團體が消費者に販賣すれば營業廣告「注文取り」の資本、労働は無用になる。現今の如く競争を基調とする賣買制度には多くの浪費を伴ふことになるから其の改善を圖らなければならぬ。さもなければ浪費を除去することは出来ない。

四、投機取引は人爲を以て相場の變動を生ぜしむることや大なる資本を投下することが浪費なりとの結論が生ずる。彼の買占、賣惜の如きは人工的に物價を釣上げる方法である。暴利取締令を以て臨まねばならないやうな行為に多大の資本を消費するからして浪費であると云ふのである。

(五)

文化の進展と慾望の擴大とは因果の關係がある。慾望は吾人の本能から生ずるものであつて、肉體的慾望から精神的慾望に、現在慾望から未來慾望に、生存的慾望から文化的慾望に進み、個人的慾望から社會的慾望に變じ、分量の多大から性質の良好に移る。而して吾人の本能の一である周囲の状況に順應して行く所謂順應慾望は活動の源泉となる。故に甚しき禁慾主義若くは極端なる制限は順應活動を阻止して活氣を失はしむる虞れがあるから、慎重に考慮しなければならぬ。

(六)

奢侈、浪費は國を亡ぼし、家を失ひ、身を誤る基である。古昔「ローマ」は奢侈、浪費に因つて滅びた。それ故に「ローマ」を滅ぼしたものは「ローマ」人であると云はねばならぬ。

要するに受刑者の處遇は受刑者其の人の奢侈、浪費は寛大に批判すべきか、嚴格に評價すべきか、深く思ひを致

に致して其の斷案を誤らないやうにしなければならぬ。

凡そ人は十人十色であつて長短あり、巧拙あり、其の顔の如く其の考も異なる。故に其の行動を批評する場合にも寛容の心を以て心情を察し、同情を以て觀察しなければならぬ。奢侈の流行に關して論ずべきものがあるが、稿を改めて別の機會に詳論したいと思ふ。(寺崎生)

休養患者の教誨

小笠原覺雄

作業、拘禁、保健、教誨は收容者に對する行刑の要諦である、此等機關の圓滑なる運用に依て、良民生活の基礎を鞏固たらしめ、社會有用の材を養成せしむるが、行刑の目的であると思はれる、此の四つの機關の運用如何が、行刑の成績上大に關係する處で一身同體となつて、始めて行刑が活動せられ其の効果が顯はれるものである。

收容者の身體生命の保全といふも、作業訓練といふも、社會生活の安定を得せしむる爲めである。教育主義の行刑といふも、社會生活に馴致せしむる手段である。此等の目的を圓滿に達成せしめ、收容者の性情を淨化せしむるが教誨の本旨である。然るに不幸にして、疾病のため病舎に收容せられ薬餌に親しむ休養患者の身の上は、大に同情すべきものである。此等收容者に對する教誨殊に慰安の方法に就ては、教誨師は常に醫務戒護と協調を保ちその運用を圓滑にし、患者の心情を氣持よくし治療の目的を迅速に達成せしむることが教誨師の尊き務である。

○ 休養患者の慰安の方法として私の希望する案は、患者の性向經歷平素の言動を始め、病狀に就て常に主治醫の治療方法を詳知し置き、個人的に處遇すべきは勿論であるが、一般的には拘束を可成緩和し居室は清潔に、且つ明くして心持好く美的趣味を感じせしめ、家族的に動作

め、本人を満足せしむる途を開くこと。

○ 教誨の時機方法は一定すべきものではないが、收容者の實感を基礎として有效なりと思はるゝものを列挙すれば、大略次の如き場合であらうと思はれる。

- 一、病舎收容時及び生病時には、必らず適當な方法に依て慰安教誨を爲すこと。
- 二、毎一度は居房を訪問し慰安の言葉をかけ、必要に應じ室内に入り親しく身體の状態を視察して教誨すること。
- 三、書信又は接見時には居房又は其他に於て、親族の安心する様教誨すること。
- 四、病氣輕快の時又は屋外運動の場合は、集合又は個人的に主として藝術味のある教誨を爲すこと。
- 五、教誨補助として平易にして面白味のある書籍を特選して貸與し、時には朗讀して彼等の心機轉換の機會を作ること。
- 六、本人希望に依て念珠等を貸與し、神佛の加護を念ぜしむることも教誨の一助である。
- 七、病舎より直に釋放する場合は、親族知己を呼出引渡すは勿論、保護會其他救護機關へ交渉し、釋放後治療の道を講じ教誨を徹底せしむること。

せしむることが最も大切である、今心付の點を列挙すれば次の様である。

- 一、居房適當の場所に草花等の植木鉢、又は生花造花の瓶を備へ、寢台に横臥しながらも賞玩せしむること。
- 二、書画帖又は額或は掛物を居房に掛け、風雅な心持を起さしむること、但し本人領置の品あれば假下のこと。
- 三、天氣晴朗の時は屋外に於て隨意運動、又は遊歩せしむること。
- 四、草花樹木の栽培を任せ、庭園の趣味を感ぜしむること。
- 五、病舎周囲の空地を利用して蔬菜の培養を爲さしめ、農園の實習を養成せしむること。
- 六、蓄音器又は音楽を催し無聊を慰め、且つ無我の境に入らしむること。
- 七、通信又は接見の度を増し、親族知己をして慰安せしむること。
- 八、職員は務めて居房を訪問し、親族に代て親切に言葉を交はすこと。
- 九、重篤危篤の場合は、法規に據は勿論なれども、本人の希望を容れ可成廣く果物等の嗜好品を給與すること。
- 十、危篤の場合本人の希望あれば、縁故ある收容者を面接せしむること。
- 八、重病と診定せられた場合は、枕元に赴き宗教教誨を施し、本人の意志を聽取り思ひ遣すことなきや確め充分世話を爲すこと。
- 九、親族知己に於て引取り執行停止の場合は、親族の看護治療に依て餘命を完ふする様祈念し、門前まで見送り丁寧な世話を爲すこと。
- 十、生命危篤なるも引取なき場合は、保護會又は救護機關に交渉依頼し、可成社會に於て餘生を送らしむる様、法規の運用を圓滑ならしむること。

○ 以上は人生愛の根本精神に立脚して行刑の本旨に副ひ、世間の誤解を招かず、患者の全治を企て其の良果を講ずるが時代順應の處遇であらうと思ふ、是れは言ふべくして行ひ難きも、平素より思考し居る一端を申述べて先輩同僚各位の御叱正を請ひ、且つ御懇篤なる御指導を仰がんことを切望する次第であります。

○ 以上は人生愛の根本精神に立脚して行刑の本旨に副ひ、世間の誤解を招かず、患者の全治を企て其の良果を講ずるが時代順應の處遇であらうと思ふ、是れは言ふべくして行ひ難きも、平素より思考し居る一端を申述べて先輩同僚各位の御叱正を請ひ、且つ御懇篤なる御指導を仰がんことを切望する次第であります。

藤木氏の説に反対

是 澤 悟

十月號に藤木氏は收容者に教化用として蓄音機を使用するは何等教化用ならず、一層悪化する様な御意見でありましたが、一步翻て考ふれば甚大なる教化用となる點もある様思はれます。

氏の考へは蓄音機は全然社會に於ける純然たる一つの娛樂道具とか、商賣用としての足止めとか、奢侈的性質を帯てゐる物品の如くであります。しかし實際今迄はこの方面にのみ使用せられ有産階級者の娛樂用として見られてゐました。

毎日々々仕事のみに従事してゐる彼等にはたゞ聞く物は作業機械の音、役人のサーベルの音、靴音のみ朝夕身にしむ居房の鎖鑰之音、の外は他に聞くものはなく、目に影するものも毎日同じものばかりで單調であります。

今までの教誨にも只同じ事ばかり聞くことと思へば其教誨に出席するのも何んだか心が進まない様な氣になります。然るに蓄音機が教誨に聞かされる様になつてから教誨日を指折數へて待つ様になり、亦教誨も耳新らしく聞ける様になりました。

と或る一收容者は語てゐます。因に音譜は各宗教の和讃の様な物を製作せば只今迄に使用致して居る様な音譜よりも一層新しい音譜を使用致す事が出来ようと思はれます。

死刑に關して

(再び死刑を論ず)

Capital punishment again.

藤 井 郷 三

死刑廢止問題に對するペンシルヴァニア (Pennsylvania) 刑務協會代表委員會委員六十名の意見は區々に

死 刑 關 係

分れて居る。本論は正に總ての良民 (Good (sic) people) が死刑に賛成せないこと及此の刑務雜誌の本間に關する論説が必ずしも各人の意見に反對するものでないことを明らかにせんと思ふのである。されど大多數の人々は重罪人を此の世より除去する方法の停止即ち死刑廢止問題を可決するであらう。二三の通信員は此の問題に對する刑務雜誌の態度を攻撃して居る。(Have found some fault with) 或る記者は聖書の舊約全書中に死刑制裁が屢々發見されると論じて居る。

マグルダー (Magruder) 氏は新約全書中には左様な刑罰は見當らず又仁慈を勧めしイエスが人を死刑に處すなどとは到底想像することは出来ないと言つて居る。

氏は又若しも斬首或は他の形式による死刑即ち絞首や火刑が犯罪に對する適當な制裁として考へられるならば死刑をいたづらに大罪或は最も重き殺人罪 (Treason or first degree murder) にも制限するの必要はないのであると述べて居る。若しも斯くの如き犯罪者に對し人

々を死刑に處する事が正當であるならば何故社會の脅威である所の人々を總て此の未知の旅 (unknown journey) に送らないのであるか。ウエルナツト街 (Walnut street) に於て持兇器の惡漢が彼を捕縛せんと努力しつゝあつた警官に發砲して之を殺害せる事實がある。スプラス街 (Spruce street) に於ては持兇器の惡漢が現はれて彼を追跡しつゝあつた警官に發砲して其の頭に貫通銃創を負はせたる事實がある。けれども此の警官は恢復した。一方の兇漢は死刑の宣告を受け (Goes to the chair) 他方は二十年の有期判決を受けた。二人共同様に有罪である。

持兇器夜盜が寶石及高價な所持品の強奪に對し靜浦にする事を拒絶したネイバージョンソン (Neighbor Johnson) を殺害した。他の持兇器盜賊はネイバージャクソン (Neighbor Jackson) の宅に侵入して主人が警官を呼ばんとして居つた時に之を刺したけれども後に被害者は恢復した。一方の強盜は死刑の宣告を受け他は

一定期間投獄の判決を受けた。二人共同様に有罪であるは勿論又二人共社會に對する脅威である。マグルダー (Magruder) 氏は若しも如何なる罪人をも死刑に處することが正當であるとするならば常に武装して兇惡なる行爲をなす所のブートレッガー (Boottlegers) に對しても死刑を宣告し猶豫する所なく執行を爲すであらう。彼等ブートレッガー (Boottlegers) は彼等の犠牲となる事を免れんと正當に努めて居る吾人の生命を危くするものである。彼等は正義の守護者である吾人を殺害せんと常に準備して居るのである。彼等を除去せよ、彼等は確かに社會に對する脅威である。或る人を殺すまで待つな。殺人を犯すまでもなく期先を制して彼等を罰せよ。

若しも誰れでも死刑に處するとするならば其の酷刑は處女を誘惑し其の貞操を汚すものに對しても之を科せよ。

マグルダー氏 (Magruder) は若しも社會が斷頭機 (斬首臺 guillotine) の使用によつて矯正されるものである

ならば多くの惡漢は直ちに殺す事を得従つて社會は益々精選されると言ふ事を強く主張して居る。

故意の殺人は實に恐るべき罪惡である。而も氏は殺人とは稱する事の出来ない罪過で故意の殺人と比較して優劣の差なき程非常に兇惡な罪惡があるとの考を抱いて此の考の下に死刑の可否に就き論及して居る。

彼はアルコール飲料と言ふ形式の毒を販賣の爲めに繁昌して居る市街 (thriving neighborhood) に開店した人を知つて居る。二三年内には左しも富裕であつた家々は倒産し婦人等は狂人となり人々はアルコール中毒症の爲めに死し子供等は乞食となり或は州の保護を受くるようになつた。けれども夫れ等の人々の死亡及び零落を爲さしめた其の販賣者 (dispenser) に對しては何の罪もなく又何の咎めもないのである。

若しもマグルダー氏 (Magruder) に『彼の一人娘を残忍にも殺害した者に對し如何なる處置を執るか』と問くば次の如く答へるであらう。即ち『クリスチャンとなる

爲めに私は復讐の希望を満足する事は出来ない。私は彼れ殺害者の自由を剝奪する事に就いては我が同胞と同意見である。然し何人を死刑に處しても私の娘は最早永久に蘇生しない。私が知つて居るクリスチャンの未亡人が老年の爲め倚つて居つた其の子が唯其の動機は強盜であつた所の惡漢から忌ましくも殺害された。其の犯人は當然死刑を執行された。けれども其の未亡人は該犯人の判決が拘禁に減刑せられん事の願書を知事 (Governor) に提出せなかつた。彼女はクリスチャンであつた。決して彼女は復讐の爲めに願書を提出しなかつたのではないのである』と。

氏は社會は保護せらるべきものである又犯罪者は監禁されるべきものであると言ふ事を信じて居る。若しも復讐たるの行爲に出するならば彼は殘忍な犯罪者に對しては酷刑を適用し又彼等の判決文 (writing) が證據付けられる事によつて其の本來の殘忍性を發揮し思ふ存分に恨を晴らすであらう。然し氏は彼のイエスの山上の垂訓

(馬太傳第五章) にて教導せられた原則を心の中に採用しつゝも尙裏面には復讐的意思は捨てないのである。私刑法 (Lynch law) は賛成すべきものではない又法律或は其の他の方法によつて制定された死刑の方法でもないと言つて居る。彼はシネイ山 (Mt. Sinai) よりナザレの岡 (hills Nazareth) に來た事を述べた。

吾人はマグルダー (Magruder) 氏の說に對して賛否何れを探るべきか? 彼殺害人は社會に於ける脅威であるか。彼の論點は基督教徒の理想と果して一致して居るものであるか。

『確かに裁判所及び陪審官をして死刑に處すべきや或は又無期刑に處すべきやの權限を與へ居れる傾向が發達して來た。此の條項はバーモント (Vermont) マサチューセッツ (Massachusetts) ニューヨーク (New York) 及びペンシルバニア (Pennsylvania) 等の保守的地方 (the solid reactionary group) の外一般に地理的に傳播して居る。

アメリカに於ける最大税目

.....犯罪の代價

目税大最るけ於にカリメア

年々犯罪が此のアメリカに蒙らせる損失の如何なる金額に上るかを知つたものは殆んど眩暈を感ずるかも知れない。それは我が海陸軍費よりも、警察費よりも、實に我が豫算中の如何なる項目よりも多額に上つてゐるのである。我等は從來屢々宗教上並びに道徳上から犯罪といふものを論じて來たが、然し茲に目を轉じて帳簿掛が年度の終りに收支を検するやうに、犯罪を損得の點から觀察するの亦興味のあることで、しかも確しに我等の考慮を費す價値のあるものと思ふ。多くの人は犯罪に對する費用を國家の收入の上に科せられる輕い一時的な負荷と考へてゐるやうであるが、それどころかそれは收入税やバン代や靴代と同じく、確實に各人の懐中にかゝつて來る避くべからざる費目なのである。デトロイトで發行される「ビヂネス」誌上で、エドワード・エチ・スミス氏の語る所によれば、犯罪が此のアメリカから徴發する金額は百億弗を下らないやうである。彼の曰ふ所によれば此の額は一九二三年度のアメリカの全豫算額の三倍、同年度の國民の收入の總額の二倍半、關稅及び國內税の三倍以上で、海陸軍費の年額の十二倍である。

スミス氏は曰ふ。
普通見積られる所でアメリカの總收入を一年六十乃至七十億

ラン(ペリラン)はアメリカの算法にて十億なり」とすれば、我等の總收入の六或は七分の一は直接又は間接に犯罪のために空費される譯である。然るに不思議にも此の驚くべき事實を面に見て不斷國家の大事に注意を怠らない人々でも、犯罪を経済上の問題として考慮したり又は犯罪が商業取引に對して大なる脅威となることを十分知つてゐるものは、甚だ少ないのである。
普通強盜の災を受ける方面で仕事をしてゐる此國の商人で事情に通じてゐるもので、是非とも常住暗裏の人々と競争しなければならぬものだといふことを觀念してゐないものはないのである。夜盜、辻強盜、詐欺破産、普通の窃盜とか、不正直な使用人不正な運送人、積荷の抜取、列車かせぎ、はと場の海賊とか、其他數知れぬ犯罪階級は毎年五、六億弗に相當する物品を盜むで故買犯並びにかういふ物品を處分する夫れそれ専門の始末屋に引渡すのである。其處で故買犯者は此等の盜品を不正な又は善意の小賣商に賣るのである。雜貨、絹シャツ及び婦人服、絹製ワイシャツ、リンネル、毛織物、靴、手袋、並びに革、毛皮、レース、男服、組糸類の其他食料品でさへも、此等の方面で正路の商業と秘密のそれとの競争は殆んど國家的の毒毒を流してゐるのである。

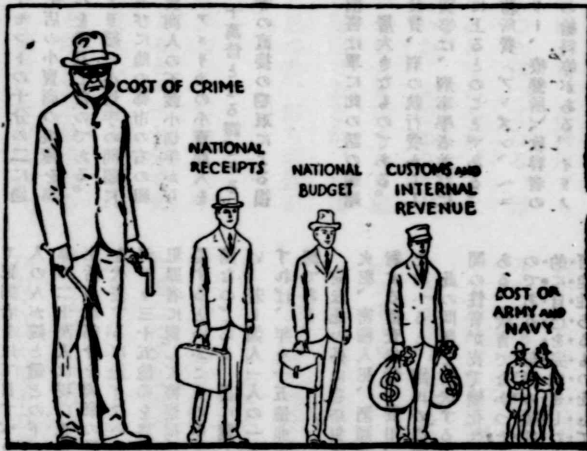
目税大最るけ於にカリメア

此等の故買犯は、多くは金も勇力もある人々であるが、殊に前に挙げたあらゆる財產犯の手から大量の盜品を買ふので、大抵の場合にその盜品の卸價額の二十五パーセントを現金で支拂ふのである。買ひ取つた其後の危險は故買犯者が總て引受けるのである。

故買犯者は市價以下で價格の協定をしようとしてゐる商人を調べて置いて秘密の販賣人を送るのである。かういふ販賣人は立派に組織された階級で、ニューヨークには頗る多く彼等は生涯一弗の價格のものでも正直な品物は買つたことはないののである。彼等は單だ盜品のみを取扱ふので、アメリカの到處に侵入し、或る都市で捌けないものは他の都市の市場で捌いて了うのである。

次に掲ぐる數字はスミス氏が此の數年間取引所、保險協會、與信所、ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、サンフランシスコ等の警察等の信すべき其筋から蒐集したものである。

不正作買店、土地賣買に關する詐欺、並びに株式、公債及び先物を取扱ふ信用詐欺等から生ずる損失は莫大なるので、取引所理



本長クロムウェル氏は一年の總額を十億弗と見積り、アッシュエリ

数字を示した。損失の年額を二十億に見たならば確かだと思はれる。
此の國の三十一箇の盜難及び金儲私消に關する保險會社(シユアティカンパニー)重役委員の委員長デヨイス氏は毎年の私消金儲高を一億二千五百萬弗とし、盜難高を五億二千五百萬弗と見積つた。

あらゆる文書偽造による損害は一億弗より少くない、問屋及び小賣商人の貸倒れは一億五千萬弗に上る。
商人の支拂つた不洩手形は一年の總額一億弗に上る。然し多くの其筋の人々は此の數を内端に過ぐると云つてゐる。

政治上の不正事件、公共事業に於ける分捕割付、合衆國政府並びに州に於ける窃取事件等は確かなる筋の調査で年々二億弗に上るとのことである。然し之も甚だ見積の低いものである。

と云はれてゐる。
此等の見積高がどういふ風に計算されたかを示すために、ハ

パード・ビキジネス・スタイルでは一九二一年に百十九箇のデパートメント・ストアを取調べたのである。此等のストアでは總計三億千八百萬弗の品物を買つたのであるが、回収されない貨越しの告發されたものは右に對する賣上げの一パーセントの十分の二に過ぎないのであつた。此の學校で七百二十七店の小賣商の帳簿を調べた所八十一萬五千二百三十五弗の貸倒れを發見したのである。セントルイの小賣信用組合は二三年前より悪い小切手の問題に切實な興味を有つようになつて、組合員並びに他の都市の右の組合の間に調査を行つた所、平均一軒の小賣商人の不渡小切手から算する一年の損失は百五十弗と見積られた。アメリカの小賣商人は六十萬と見て、損失の總額は百五十萬倍となる譯である。かくして益々内端に見積つて、年々我等の直接の物販による損害は三十五億弗近くするのである。

然しながら犯罪による財産上の直接の損害は單に此の話の端緒に過ぎないのである。間接の損害は更に一層大きなものである。先づ第一に、犯罪の防止費、留置費、告發費、刑の執行費からして、警察費、その職員に給料並びに諸雜費等は、刑事學者並びに社會調査家の見積りによると年々十億弗に上るとのことである。尙ほ之に加ふるに、裁判所費、各種の刑務所費（プリズン、ヘニタシヤ、チエール、リホーメトリ、療養所）、收容者の料食費並びに賃金、看守典獄女監取締等の給料等がある。イリノイズ州知事フランク・ローデン氏は最近の演説で、五六の州ではその犯罪者の收容費（ハウジング）料食費、戒護費、並びに運搬に關する費用はそれ／＼の州の收入總額の四分の一乃至三分の一に達すると語つてゐる。

一に達すると語つてゐる。問題は茲に止まらないのである。刑事學者並びに犯罪學者の査定する所によると、人々の一乃至一パーセント半は或る意味に於て犯罪者を以て目すべきものである。合衆國に於ては常住二十萬人の人が錠と鍵との下に拘禁されてゐるのである。然しながら此等の二十萬人は現に犯罪をやつてゐる人に、確かに反社會的な生活の或部分を國家の監視の下に過ぐすべき男女少年の五分の一を代表するに過ぎないのである。驚くべきは此等の犯罪の大軍團が年々三十五億弗を盗むといふことばかりではない。又た此等の犯罪者に對して警察拘禁給養戒護等につき結構同じ高額の費用を要するといふことのみではない。此丈の人々は全く生産的の集團なのである。眞に驚くべき經濟的消耗といはなければならぬ。若し箇人一人の一年の生産力が内端に見積つて一千五百弗とすれば、年々十五億弗が犯罪のために經濟上の損失となつて行く譯である。

尙ほ此の外に窃盜犯に屬しない犯罪者の悪事、即ち殺人犯、放火犯、密輸入犯、酒類密賣犯、偽造犯、贗造犯其他、並びに之に對する捜査告發の費用、又は商業上の賄賂其他の方法による損失を加へると、國民の損害は總額百億弗に上るのである。此の問題を解決するにはどうしたらいいか、奇蹟？ 諸君は人間の性質が夜で變化されるものと思はらうか、であらうか。教育である。教育でなかつたら別に他に何等の解決法となるものはないのである。犯罪の犠牲となつたものをして、一層能率的に、一層經濟的に自己を完成せしむる教育である。現行の犯罪者並びに犯罪の可能性あるものをして、不正の行爲は自分にとつてさへも刑に會ふものではないといふことを覺らしむる教育である。之より外に解決法はない。

(Clemens, Digest, July 5, 1920)

中性者との女教誨師

先月ある機會から女の刑務所を參觀した、事務所でも工場でも男性刑務所とは空氣がちよつと違つてゐる、罪質別をみると窃盜は矢張り第一位を占めてゐるが、其次は殺人罪である、何と驚くではないか、女でありながら人を殺す、俗に虫も殺さぬ女といふが人を殺すから愈驚かざるを得ない、これはどうした原因であるか、私は女性には感情行動が多いからであると思つた、即ち理性が感情をよく制し得ないのである。

總數百五十人程ゐる内一人中性者がゐる、年齢は三十歳位に見受けらる、教誨師の説明によると男が七分で女が三分と思ふてゐます、故に獨居拘禁にしてゐる、それは男のものは恰も十二、三歳のものと同じ形狀發達であります、但睾丸はない睾丸のあるべき箇所に拮指位の一箇の龜裂があり、其處より放尿してゐるとの話し、此の人は廿歳前後の時態さむに行き八年間も同棲してゐたと

云ふから不思議だ、收容時は男のすがたで頭はジャンギリで今でもさうである、戸籍面は女であるから女性の刑務所へ收容した譯だ、書籍には隨分あることだが實際にみたのは私は始めである、思ふにかゝる人の生理より受くる精神現象は直に推測は出來ぬが、精神の軋轢があることゝ信ずる、故にどちらかへ統一して指導してやる必要があると思ふ。

女教誨師……これは女性に接する爲の女性の教誨師で、男性者に接せない、しかし私の逢ふた教誨師は年齢は五十位であるが肉付がよくて、まだみづみづした点がどこかにあり、しかも母としての慈と威を以てゐた、初対面ではあるが如何にもなつかしい様な氣持を與へてくれた、此氣持——氣分——は女性の特有な点でこの特有点を少年刑務所の少年受刑者に試みては如何と思へた、ひねくれた男子の幼年者に母としての慈と威を具へた女性、此所に中和點を見出すことになりはすまいか、私見の見たり感じたりしたそのまゝを。(江村生)

統計

大正十三年九月中入出所並月末在所人員 (△ハ減)

項目	前月末日		前年同月		増減
	現	在	現	在	
受刑者	三五、〇四三	三、四六二	二、九八一	三五、五二四	三五、〇四三
刑事被告人	三、〇三五	三、五三三	三、五六三	二、九九四	三、〇三五
勞役場留置者	一五五	二六五	二五〇	一七〇	一五五
乳人	一三	三	五	一〇	一三
總計	三八、三三五	七、三六三	六、八〇九	三八、六八八	三八、三三五
男	三七、三九〇	六、九五六	六、五五五	三七、七三二	三七、三九〇
女	九四五	三〇六	二八四	九六七	九四五
内朝鮮人受刑者	三〇六	三六	三六	三六	三〇六
刑事被告人男	三六	三六	三六	三六	三六
英人受刑者女	一	一	一	一	一
露人受刑者男	一	一	一	一	一

大正十三年七月執行猶豫者起訴猶豫者保護月表(地方裁判所檢事局)

執行猶豫者	起訴猶豫者		保護月表	
	男	女	男	女
處分	十八歳未満	十八歳以上	十八歳未満	十八歳以上
司法保護團體	一	一	一	一
兄弟姉妹	一	一	一	一
其他親族	一	一	一	一
知已故舊	一	一	一	一
宗教家	一	一	一	一
教育家	一	一	一	一
篤志家	一	一	一	一
雇主	一	一	一	一
其他	一	一	一	一
計	二	二	二	二
保護者無キ者	二	二	二	二
合計	二	二	二	二

大正十三年七月執行猶豫者起訴猶豫者保護月表の要項を摘記す

一、七月中刑の執行を受けたる者は僅に二百五十七人にして起訴猶豫を受けたる者は七千五百十三人なり。而して刑の執行猶豫を受けたる少年は十六人にして起訴猶豫を受けたる少年は八百六人なり。

一、刑の執行猶豫を受けたる者の中百二十七人には保護者ありて百三十人には保護者なし、保護者なき少年に刑の執行猶豫の言議を爲したる者二人あり。

一、起訴猶豫を受けたる者の中三千八百八十人には保護者ありて三千六百三十三人には保護者なし、保護者なき少年を起訴猶豫處分に付したる者六十人あり。

保護者の中最多数を占むるは自然的保護者たる親族にして二千百九十を算し之に次ぐものは知已故舊の七百五十四雇主の四百八十二なり保護團體九十六篤志家四十三宗教家九教育家四なるに拘らず親族知已故舊雇主にもあらざる者四百二十九を算す保護者に司法保護團體の少きは檢事局と司法保護事業との關係未だ密ならざるが爲なるべきか。

雑 録

世界へ宣言した

ガルトン法則

遺傳學の權威山内繁雄博士はいふ『文明は要するに人間が今日よりよくなれと努力する生活をいふ』と博士の説明に依ると、此の企ては無意識的か無意識的かの違ひこそあれ、個人的にも民族的にも昔から絶えず實行されてゐたには違ひないのだが、結果はいつも期待程も實現されてゐなかつたのだ、悪い方からいふと肉體的にも、精神的にも總べてが企て通り完成されず、此の缺陷から来る罪惡が幾時代の社會をも震盪せしめたものだ。それなら人間の努力が無駄だつたかといふと、強ちさうでもない、只これ迄の努力が教育的であり、規約的であるが人間の根本的な本質に觸れてゐなかつたのだ。苟も人間を改造しようとするか

らには、善いにつけ、悪いにつけ先づ人間の本質を根本的に研究する必要がなかつたか、此の急務を世界へ宣言したのは今から廿年前、英國のガルトンで、當時可なり學者の共鳴を喚起したものだ。畢竟從來の學者は生物の環境が主な原因で人間が色々

葦菘草と

ウイタミン

變つて行くのだと云つてゐるが、如何に是等に注意しても人間の性質に流れてゐる遺傳だけはどをする事も出来ないのだ。凡そ生物は祖先代々親子關係の連続だ、そして生物の先天的特質は、父親から四分ノ一母親から四分ノ一を受けてゐるのみならず、両親は更に両親から四分ノ一宛遺傳を受けてゐるから之れを圖式に配列するとざつと次のやうになる。これが所謂ガルトンの法則で、ガルトンは更に遺傳と天才といつた著書までしてゐるが、氏の法則は要するに統計的であり數學的で、全ではメンデルズムに攝消されて了つた感じさへある。子の特質 $\frac{1}{2}$ 分ノ一が父母四分ノ一祖父 $\frac{1}{8}$ 分ノ一が曾祖父、順次十六分ノ

一、三十二分ノ一と血縁の續く限り血縁(通る)

ほうれん草は今迄鐵分が豊富だと云ふ意味で貧血病者等に珍重され來つた野菜であるが、専門家の研究に依るとウイタミンA或は反尙健病ウイタミンの含有量はバターよりも多いと云ふ事であるから、榮養食餌としての價値は非常に高められたわけである。更にコロンビヤ大學のエディー氏の説に依れば鐵詰の野菜は其の過程の所理が適當で有つた場合含有ウイタミンを喪失する事は無いと云ふのだから、冬期新鮮安價な野菜を得られない地方等には鐵詰野菜の食用を勧める事が出来る。エディー氏の實驗では豚鼠の瘦血病は四分ノ一グラムの生ほうれん草或は同價の鐵詰物で完全に豫防が出来たし、攝氏一一五度半の熱を一二〇分加熱したもので其効果に差異は無かつた。

叙 任

補京都刑務所上京區支所長 看守長 永 豊 徹

新潟刑務所

入佛式概況



新潟刑務教誨堂改築工事は昨年初旬工を起し本年三月を以て竣工を告げ且本派本願寺より佛像並に佛具の寄贈を受けたるを以て本月五日をトシ盛大なる入佛式を舉行せり當日は特に本派本願寺より教務部長代理として鏡事

勝山護律師を派遣参列せしめられ又來賓として小原知事代理關口社會課長、奥村檢事正、長谷川裁判所長代理長嶺部長、八田高等學校長、池田醫大學長代理小川事務官

中島警察部長代理渡邊刑事課長、柴崎市長代理山中社會課長、小田警察署長坂本辯護士等始め當市に於ける各官衙及中等學校新聞社の長並管内各保護會長市内各宗僧侶等官民約八十名に及びり。

受刑者一同を教誨堂に集め各宗僧侶來賓并各職員入堂席定まるや富樫所長學式の辭を述べ一同起立奏樂裡に戸崎教務主任大導師となり畑中教誨師佛像を敬しく奉戴極めて靜肅の裡に正面の佛壇に安置し奉り引續動行次で戸崎教務主任表白文を朗讀し夫れより續經終つて富樫所長以下職員總代來賓并收容者總代の燒香後富樫所長式辭を朗讀し小原知事柴崎市長の祝詞代讀及來賓の祝詞朗讀あり次に勝山録事より有益なる一場の教誨あり滿堂數百の受刑者は恰も醉へるが如く多大の感動を與へ右了て富樫所長閉式を告げたるは午前十一時なりき式後一般收容者には佛前供物の紅白餅を分與し來客一同には別室に於て茶菓の饗應を爲し快談盡き全く退散せしは正午十二時にして頗る賑盛を極めたり。

札幌少年刑務所開廳式

昨年初夏工事に着手、本年六月三十日竣工の運びに至つた同刑務所の開廳式は、去る十月五日午前十時半より舉行された定姓一同着席するや鈴井所長先づ式辭を述べ續いて司法大臣の祝辭（遠藤札幌控訴院長代讀）寺嶋怡事長並に藤居旭川刑務所長の祝辭等にて十一時閉式した、それより一同刑務所内部を參觀し終つて正午祝宴に移つたが、餘興などありて盛會裡に午後一時散會した出席者は右の外札幌市内外官民、旭川、釧路の檢事正並に刑務所長、兩本願寺北海寺務所代表者、札幌刑務



所職員等百六十余名であつた、同刑務所敷地は三千六百坪其内建物は六百四十五坪余現在の收容者は百七名にして、内窃盜七五、強盜一、詐欺八、横領九、文書偽造三、姦淫一、放火七、誘拐一、瀝車往來妨害二名である、これらの少年は十八才未満十八才以上と厳正區別して收容されてある、尙同所の建築は刑務所として表門のなきこと採光、通風の上に注意の届きたる点は參觀者の眼を惹きたりといふ

札幌少年刑務所全景

會報

會員の表彰慰藉

京都刑務所看守部長山越興作氏は受刑者が保健技手を傷け脱走せるを追跡し、これと格闘し身體各部に重傷を負ひたるも屈せず遂ひに逮捕した、この勇敢なる行爲は刑務官吏の職責を完ふし又一般官吏の範範とすべき行動なるを以て會則第八條第一項第二號及び寄附行爲第五條第一項第十號に依り金壹百圓を贈呈した、又木津一葉氏は職務の爲に創傷を受けたるを以て金三十圓、五十嵐由治作氏は公務上負傷して不具瘻疾に歸しそれが爲め職務に堪えず退職したるを以て寄附行爲第五條第一項第十號、會則第八條第一項第二號に依り金三十圓を贈呈した尙在職滿十年以上にして退職したる石濱磯吉氏外一〇一名に對し會則第八第五號に依り五圓以上十五圓以下

在職三年以上にして死亡したる丸川生次郎氏外三名に對し會則第八條第四號に依り十四圓以上二十三圓以下在職十年以上にして死亡したる佐久間朝正氏外二名に對し會則第八條第三號に依り二十圓以上三十五圓以下を夫々贈呈した。

茶話會開催

十月二十五日（土曜日）午後二時より茶話會を開催し文部省社會教育課長小尾範治氏の『國民生活の改善に就いて』の講演及び活動寫眞『街の子全六卷』の映寫あり

資金募人を感謝す

本會は事業發展に資する爲め、資金募集中のところ、幸ひに有志の御賛同により、漸次に効果を收めつゝある寄附者の芳名は時々刑政誌上に掲載して、會員諸彦にも報道してゐるが、其後續いて左記の通り諸氏より寄附を受けた。本會は名譽會員又は賛助會員に推薦、其芳志に對し感謝の意を表すると共に、本來の旨趣に副ふやう

最す次第である。同時に募集に盡力された會員諸子の勞を多とし其他在を祝する。

千葉支部	一金七千圓也	名譽會員	無名氏
	一金八百圓也	全	佐藤大三郎
	一金六百圓也	全	石島正巳
	一金五百五十圓也	全	小林和助
	一金五百圓也	全	山村太市
	一金五百圓也	全	古賀庄次郎
	一金四百五十圓也	贊助會員	梅田甚五郎
	一金四百圓也	全	澤井政次郎
	一金三百圓也	全	鴻野津吉郎
	一金貳百圓也	全	龍勢三郎
	一金貳百圓也	全	大西寛太郎
岡山支部	一金壹百圓也	贊助會員	大橋平右衛門
	一金貳百圓也	全	吉田喜惣次
	一金拾圓也	全	篠岡春太
	一金拾圓也	全	生水順三郎
和歌山支部	一金壹百圓也	贊助會員	高島定次郎
新潟支部	一金貳百圓也	贊助會員	北川三代吉

一金五百圓也	高田紳士總會
一金貳拾五圓也	山岸牛三郎
一金貳拾圓也	長藤七十
一金貳拾圓也	岡友未藏
一金貳拾圓也	岡田久廣
一金拾圓也	山岸宏隆
一金拾圓也	石田喜二郎
一金拾圓也	小島彦造
一金拾圓也	佐藤太左兵門
一金拾圓也	關野榮吉
一金拾圓也	岡庭馬吉
一金拾圓也	渡部市太郎
一金拾圓也	小池岡次郎
一金拾圓也	尾竹六松
一金拾圓也	成澤一
一金拾圓也	小川正治
一金拾圓也	倉石知藏
一金拾圓也	村山永八
一金五圓也	市島万吉
一金五圓也	飯塚慶治郎
一金五圓也	武田眞一郎
一金五圓也	山本治太郎
一金五圓也	小林三治郎
一金五圓也	鈴木嘉一郎

家庭欄

家庭の基

本欄は皆さんの家庭への得分です。読んで下さい。家の字は、その線を解剖すると、穴の中の家

となるさうです。吾々の原始時代に於ては地表面下で生存してゐたと思はれます。これは單に形の上の家です。が活動上から見た家即ち家庭は、性的の結合です。その結合が家庭の機能の根本をなすのです。例へてみれば雌蕊と雄蕊とが基となりそれに八重九重の花びらがつき、愛と美とを發揮することになるのです。男と女の結合が家庭の基調をなすといふことの御了解をねがいます。

前述の性的結合は淳良なる男女の關係に依つて出来たものでなければならぬ。たゞ性的の満足を得るのみでは家庭の基調をなさないであります。夫婦は二個の身體を有してゐても精神に於ては、一つであると云ふ程に調和してゐなければ結合と云へない。即ちその調和が出来

なければ全體としての夫婦の關係が出来てゐない譯になります。

家庭の出発點は夫婦の心の調和にある。その調和の程度に依つて立派な家庭が出来たり、又は出来なくなつたりする。夫婦の關係が非常に立派であると云ふことは、將來非常に立派なる國家社會を作り出すと云ふ蓋觸である。吾々の凡ての活動はこの夫婦の關係から繰り出さるゝ、所謂水も漏らさぬと云ふ夫婦でなくてはならぬ戀愛の下に出来た夫婦でなくてはならぬ。しかし妙な戀愛は邪道で、こゝで云ふ夫婦の戀愛は神聖である。お互に夫婦仲よくいたしましやう。

笑ふ門には福来る

「家内中調子そろへて大笑ひこれぞ天然音楽の聲」調子揃へるといへば、時の隔てもなく、親子兄弟一度にフツト高笑ひ、餘所目にも何が面白いのだらうと羨しがられる。豫め申合せたのでもなければ、一、二、三、の號

令をかけて一度に笑ふのでもなく、笑ふべき事に笑ふべき時笑ふので、何の思案もなく調子が合ふて笑ふのである。天然自然の笑聲、これが誰の耳にも楽しい快い感じを與へる。苦笑ひ冷笑ひなどは調子の揃うものでなく、高聲の啼々とした音は出ない。苦笑ひ冷笑ひには笑ふ人にも暗い陰翳があり、聞く人にも忍啼きの音がある。

家内中調子揃へて笑ふのは何であるか、申すまでもなく一家和合の表象である。親子も兄弟姉妹も老ひたるも幼きも皆一様に心が融合ふて、何の蟠りもなく睦しく暮す家に求めずとも來る幸福な笑である。「笑ふ門には福

來る」其の福は誰彼の差別なく公平に受ける。勝敗もなく高低もなく平穩に味ひ得られるのである。日々の生計には貧しくとも心が富み榮えて居るならば、これほど芽出たい事はない。これに過ぎたる悦びも楽しみもない。

「笑ふ門には福來る」貧窮な家門は富裕な家庭と成り子々孫々家運長久疑ひなしである。和合に依て一身立ち一家齊ひ一國治まるので、萬事萬端一致團結といふ和合

下手に出れば、先方でも悪い所業は悔ひ改めるに違ひない、こそそのつけ處に用心して、俱に家内中調子揃へて、大笑ひの音楽を合唱し、笑ふ門に來る福の神を迎へたいものである。

もちやつかぬ家はもちつく歳の暮
もちやつかぬ家はもちつつかぬなり

子供の社會的訓練

最近社會は急激に社會化して來たように思はれます。人が生活するには社會と協同することの必要なることは今も昔も變はりのないことでありますが、現今に於いては一層その必要を感じて來ました。従つて社會と没交渉になることは極めて不利で、社會から擧り去られてしま

ひます。故に今後の教育は在來の智育や德育だけでは、不充分で社會的訓練の教育が重要になつて參りました。

家庭に於いて両親が子供を育てるには、充分此點に注

ありて成就するのである。それなら一致和合は何うして出來るかといへば、家内一同守るべき事を守り、盡すべき事を盡すのである。父は父たり。兄は兄たり。弟は弟たり。夫は夫たり。妻は妻たりと。其の身／＼の職分を守りて、禮を盡すのである。若し父子が其の道を盡さず、兄弟皆に闕き、夫婦情を失ふやうな事があれば、一

家和合は望まれないのみか、紊れ亂れて淋しい仇敵同士の寄合世帯となる。「世の中はこそその二文字のつけ處治まるもこそ亂るゝもこそ」親なればこそ見なればこそ弟なればこそと、こそその二文字を先方へつけると治まるが

親なればこそ有難いと感謝の念が起る。彼の人であればこそ自分の不行届を免じて下さると尊敬すると無難であるが、此のこそを自身につける。「俺なればこそ」と

自分を賢い者にすると親兄弟も他人も愚な者と見える。「俺なればこそ斯くも面倒見てやるのに恩知らず奴」となつては圓く治まる筈はない。自分が悪いのちや兄弟なればこそ意見もして呉れる。免しても呉れるのちやと、

意して社會協同の精神を養ふようにつとめねばなりません。

社會協同の精神を養ふ第一の要件は、子供をしてなるべく一人ばつちにおかないこととあります。此點に於ては吾々初め皆さん方の御家庭の如く俵給生活者の家庭では賽間父親は役所に出かけるので、母親はよく注意せねばなりません。殊におぢいさんもおばあさんもなく

又子供の兄弟もなく一人子の場合は、母親と二人きりですから子供は非常に寂しがりです。こんな場合は母親はなるべくだんまりにならず、つとめて子供としゃべり

又歌を歌つてやるとか、又他の家の子供を自分の家によぶようにしたり、子供のある家につれて行つて、子供ど

うし遊ばせるようにし、又道で子供の澤山居るところで一緒に遊ばせるようにつとめるがよいのです。又父親は

役所から歸宅すればしかつめらしい顔をしてゐず、子供の心になつて時には子供と角力を取り、馬になつてや

つたりしてやるがよい、又友人やお客が來た場合にはよ

くあつちへひつ込んでおれと云ふ人があるがよろしくないと思ひます。詰り子供を人なつかしく育てるようになん掛けねばなりません。

朝三暮四の猿

眼前の事ばかり知つて後日の事に氣のつかぬのは、朝三暮四の猿ちやと莊子が笑つた。それは猿の飼主——狙公が多くの狙を集めて、明朝から團栗を朝三つ、暮に四つ與へることにすると告げた。ところが衆狙は立腹して承知せぬ。狙公思案の後、それなら朝四つ、暮に三つ與へることにすると告げると狙共は皆大に悦で服したといふので、眼前の其の一寸先きを考へる餘裕のない愚を諷したのである。——世の中に賢いやうな顔する人間にもこんな淺薄な智慧で物事を判断することが多い。はやまつてはならぬ。

衣服は子供でない

もつた事項だ。但し美しいおべを着てゐるときは、と云ふ條件は知らない。此の時の利益觀念と道德觀念との調和はとも知るべき餘裕はない。皆様は斯る問題につき如何に御考へなされるですか。決して小問題ではありませんが。かゝる問題は他にも類がありませう。衣服を中心とする母の愛は果して適當でしやうか。私は母親の叱つた心は愛の狂ひであると思ふ。この狂ひ即ち誤りは衣服を中心とし標題の様に衣服が子供になつたからである。私は思ふ此の時何故に母親は徐ろに美服を着代へさして靴磨きの行爲を繼續さすことにせないでしやう。母親が衣服と子供と取り違へて、子供が折角助長せられつゝある道德意識を破壊したことを返すがへず殘念に思ふ。

家庭と宗教

「さあ、まんまんさんにお禮をしておやすみなさい」

十歳前後の可憐な子供があると、母の親は美服を作つて着せ自分が着た様に嬉ぶのである。親の子供に對する至情これに比すべき何物もない。子供の側から云ふと美しい衣服を着けると、急に自我の大なるを感じ、他人の注意を自己に集注せしめ一種の自己表示による自我觀念は子供の心を助長さす上に於て力のあるものである。この衣服についてこう云ふ實例がある。

天長節祝日の日に子供は母に與へられた美服を着て歸つて來た。すると玄關に父の泥靴がある。彼は母親の心盡しの美服を忘れて靴の手入れを始めた。泥靴が次第々々に黒い光りを出さうとするに伴れて、喜々の情は益々加へて來る。折しも之を發見した母親子供の手から靴を奪ひ取つて、子供の愚を責めた………可憐なる子供の喜悅は此の瞬間に破壊されてしまつた。母親は聲も一段高く「こんな泥靴を掃除して美しいおべが汚れるではないかと叱つた。此時の子供の心理はどうでしょう。靴を磨くと云ふことは宜いとして、豫て母親から教へて

母親は子供に教へる。子供は紅葉のやうな手を合せて、お禮をしてから、父ちゃん母ちゃんおやすみなさいと寝る。朝起きた時、御飯の時とは行かなくとも、せめて寝る時だけでも、神佛に感謝の禮拜をして安らかな眠りに入る事は清淨な、しかも温かい家庭につとめてしなければならぬ心得であらう。

宗教などと云ふと、何だか窮屈なしかつめらしい事のやうであるが、理窟はともかくとして家庭にこの宗教的な空氣のないのは、どんなに和氣藹々たる家庭でも、そこには何となくしまりのないものである。父母中心では物足りない。第一その中心となる父母が更にたよるべき何物かなくてはならぬ。眼に見えぬ尊いものが存在してそれが一家を美しく正しく温かく導くために、非常な大事なものとなる事に氣付かねばならぬ。しかもそれが知らず知らずの中に子供たちを立派に育てゆく事になるのだから、現代の生活は可なり苦しい苦しい中にも、美しく勇ましく生活してゆくために、限りない力を與へる

信仰は我等になくはならないものである。

アメリカの家庭

アメリカ人だつて鬼でもなく、只だの人間であるからその家庭も同じく夫婦から出来上つて、たとへサンガー夫人といふ馬鹿に親切な取り下げ婆があるとしても、矢張り供もゐようといふのである。然しながら離婚裁判所が獨立して設置せられ、いつも大入繁昌で、此頃は活動俳優の給料が下がつたので、離婚裁判所が大變閑暇になつたそらだ」と。いつぞやニューヨークの或新聞紙が皮肉を言つた位の國柄であるから、お箆様を陳列して目出度がつてゐる日本の家庭から見れば、餘り結構なものではないかもしれない。トランク一つぶらさげて雑作付きのフラツトに割前で所帯を拂つといふ至極輕便に、安値な方法で出来上るのだから、左様ならとも何とも言はずさつさとおん出で行くの。何の不思議もない。昨日はワシントンで背の高いチヨーチと腕を組んで歩いてゐた

メリーは今日はニューヨークで肥つたチャリと一緋にワットを驅る。斷つてをくがニューヨークでは自動車はフルスピードで平氣で一年に二千人以上をライド。ダウンする處である。アメリカは馬鹿々々しく勢の好い所である。

太平洋を東へ二週間ばかり波にゆられると日本へ着く。日本は長火鉢の國である。何を措いても先づ長火鉢を据へこんで差し向はないと家庭ができ上がらない國である。長火鉢は家庭の守本尊である。たとへライスを喰ひ過ぎてしよう事なしの長火鉢を挟んで、お互に坐睡をしようとも、これは決して日本が眠るより外に仕方のない國であるといふ事を證明立てゝゐる譯でも、なんでもなく、正に是れ夫婦相和の極致で、野蠻にして無道徳なる彼等ヤンキーの夢想だもする能はざる、神ながらの太平の象なのである。

此の二つの國は今や太平洋上フェリス。ツィ。フェリス(對特)の關係に立つてゐるのである。

刑務協會役員

總裁	司法大臣	横田千之助
副總裁	司法次官	林頼三郎
會長	司法省行刑局長	泉二新熊
副會長	司法省保護課長	宮城長五郎
理事	司法書記官	松井和義
同	司法書記官	辻敬助
同	小菅刑務所長	有馬四郎助
同	豐多摩刑務所長	寺崎勝治
同	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
同	市谷刑務所長	大野數枝
常務理事		香川又二郎
主事		江村繁太郎
同		島田榮造

定	冊(稅共)	金二十錢
	六冊(稅共)	金一圓二十錢
表	十二冊(稅共)	金二圓四十錢
	五號活字半段一行	金一圓
廣	一等一頁	金五圓
	二等一頁	金四圓
告	普通一頁	金三圓
	普	金十圓
料	御注文はすべて前金のこと	
	御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて	
注	御注文は必ず送附先明記のこと従つて轉居	
	御注文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居	
文	御注文は必ず送附先明記のこと従つて轉居	
	御注文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居	
規	御注文は必ず送附先明記のこと従つて轉居	
	御注文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居	
定	御注文は必ず送附先明記のこと従つて轉居	
	御注文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居	

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
大正十三年十一月二十日印刷
大正十三年十二月一日發行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 香川又二郎
印刷人 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷部 東京市麹町區西四比谷町一番地
電話 青山二九三三、二九三四番

3994

87